

平成18年（2006年）紀北町3月定例会会議録

第 3 号

平成18年3月15日（水曜日）

招集年月日 平成18年3月7日（火）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年3月15日（水）

応 招 議 員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	平山 厚
建 設 課 長	倉崎全生	水 道 課 長	東 義郎
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	山下 悌	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
紀伊長島総合支所 産業振興課長	東 貞夫	海山総合支所 産業振興課長	広瀬栄紀

職務のため出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	堀 秀俊

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

20番 東 澄代

21番 中本 衛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は30名です。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

まず、議事日程について朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

20番 東澄代君

21番 中本衛君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る3月8日に締め切り、すでに執行機関宛てに通知済みであります。なお、一般質問の取り扱いに関しましては、発言時間は30分以内として運営いたします。また、一般質問の形式は一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数には特に定めないといたします。

まず、最初に登壇し質問を行い、関連は自席にて質問をすることを許可いたします。

それでは、19番 東恒雄君の発言を許します。

19番 東恒雄議員

19番 東恒雄です。皆さんおはようございます。議長の許可を得まして、すでに通告済みの質問についてこれからいたします。

まず、初めに町財政運営でございます。町長は新しいまち紀北町の18年度予算編成にあたって、町幹部職員に対してその編成の基本方針を示したと思われませんが、その方針について、まずお伺いをいたします。

そして予算の編成にあたっては財政の状況が非常に厳しい。財源確保が非常に厳しいという状況にありますから、大変腐心されたと推察いたしておりますが、収入・支出の面におきましてその調整のなかで大変時間をかけた、議論を積んだというような事項があるかと思っておりますが、その点についてお伺いもいたしたいと思っております。

また、この厳しい状況下にありまして、町長は選挙時における公約、それから町長としての政策課題、かなりのものをお持ちであろうかと思っておりますが、こういうなかでございますから、全部が反映はできんかと思っておりますけれども、どのようなところでそれらを反映させておられるのか、それらについてもお伺いしたいと思っております。

この関連といたしましては、ご通知申し上げましたように合併時に作成いたしました財政計画、いわゆる財政シミュレーション10年間、それから今年度の予算の比較、若干それらについてはまた自席から行います。それから合併特例債の採択要件、これ。それから経常収支比率、これらについてまた自席から行いますのでお願いします。

続いて2つ目の質問でございますが、スポーツの振興についてであります。この質問につきましては、旧町議会におきましても一度したことがございます。今年は国際的にもスポーツの年と言われております。スポーツを見る人には大きな感動と活力を与えるという点で、映像や音楽、絵画等の文化・芸術活動に比肩するという文化的意義を有しておると言われております。

スポーツに対する意識も従来の教育、競争、訓練といったイメージから脱しまして、健康、ファッション、レジャーの要素を増しつつあり、スポーツを通じての楽しみや情緒性、感性、スポーツの文化性は人々の日常生活に定着しております。このような状況のなかで行政サイドはスポーツの振興について現状をどのように認識し、今後、育成支援をしていくのか、その考えもお聞きしたいと思っております。

関連としまして体育協会の状況、スポーツ施設等の整備の関係、あとは町外のスポーツ団体との交流の実態等などは、また自席でさせていただきます。それでは自席に戻りたいと思いま

す。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東議員のご質問にお答えいたします。

平成18年度予算編成方針についてであります。当初予算編成にあたりましては、紀北町は昨年の10月11日に誕生しましたが、旧町の財政状況を振り返ってみますと、平成17年度の両町の予算編成は大変厳しいものがあり、町債借入額で9億810万円、基金繰入金で8億4,910万2,000円もの財源を調達し、予算の編成を行っております。この状況を引き継ぎました紀北町では、旧町以上に厳しい財政状況でありまして、町税及び地方交付税などの一般財源の減額が見込まれ、起債残高は17年度末では147億7,393万3,000円となる見込みで、公債費では約16億円を超えております。このような情勢のなか、平成18年度の紀北町予算編成は事務事業を全面的に見直しまして歳出削減を強化し、一層の合理化を図る一方で住民サービスを落とすことなく、限られた財源のなかで最大限の効果を上げることを念頭に入れ、私の選挙時の5つの基本施策であります「安全安心のまちづくり」「産業の振興」「福祉の充実」「文化と教育の振興」「行財政改革の推進」を目標に予算編成事務にあたりました。

この方針に基づき予算編成を行いました。限られた財源のなかでありますので、予算付けするにあたりまして事務事業を精査し、これらにどのように予算を配分するのかについて幾度も検討、協議を重ねました。また限られた財源のなかで、住民サービスをできるだけ落とさないようにとの考えから、不足する部分については財政調整基金を大幅に取り崩さざるを得ない状況となりました。起債につきましても交付税の措置される最も有利な辺地債、過疎債、合併特例債などの借入を優先するとともに、将来の負担等を十分考慮し、総額を抑制いたしました。

このように大変厳しい状況のなかで、私が政策課題としておりますことにつきましても、最も優先すべきところに重点的に予算配分をいたしました。特にこのなかでも「安全安心のまちづくり」では、近い将来起こる可能性の高い地震津波対策といたしまして避難所や避難路、避難誘導灯等の整備を行うこととしております。

産業の振興につきましては地域経済を活性化し、若者の都市流出を防ぎ人口の減少をくい止めるうえで最も重要な分野でありますことから、まず林業では民有林業の開設への補助、木材需要拡大のため地元材を用いた木造住宅建設に対する支援制度を両町に拡大いたしました。水

産業では海野浦漁港の沖防波堤整備、水産資源増殖のための種苗放流、漁業協同組合の経営基盤強化への支援などに。また観光ではですね、島勝浦の体験交流型イベント施設の活用、魅力ある観光地づくり支援事業、自然体験型ビジネス化事業などにそれぞれ予算を配分いたしております。

生活排水対策では家庭からの排水による水質汚濁対策といたしまして、以前から実施してまいりました浄化槽設置者に対する補助や生活排水処理基本計画の策定、浄化槽整備推進調査を実施します。

福祉の充実ではこれまで旧両町で行ってまいりました福祉施策を継続するとともに、地域医療の充実の観点から上里診療所建築に対する補助を行います。

文化と教育の振興ではこれまで両町で行ってまいりました施策を継続するとともに、特に旧町時代からの懸案であります校舎の耐力度調査を実施いたします。このように財政状況が大変厳しいなかでございますので、十分とは申せませんがそれぞれの項目につきまして、予算を措置いたしております。以上でございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

町長、今の答弁のなかでですね、歳出面の一層の削減を図り、事務的な予算についても整理するものはしながら財源確保に努め、自分の意図する政策課題を実現していこうという意欲は伺えるわけでございますが、端的に言いましてね、町長、予算編成にあたりましてね、各課長会議をやられたと思いますけども、そのときの町長の発言内容というのですか、示唆をした内容、各課長に。それらを一つまとめてもう一度説明願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員もご承知かと思いますが、合併当初ですね、住民の皆さま方が最も望まれること、それについての必要性、それから緊急性、重要性等に勘案したですね、予算編成で、継続事業はやらなければならないという基本で、しかも新規事業についてはできるだけ許せる範囲内で取り組もうということでございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

町長の予算編成にあたりましては、予算の中身についての説明も加えながら今、回答があったわけでございます。予算総額にしましても、当初私たちが予想する額をはるかに下回る額でありましたから、非常に厳しい財政状況が伺えるわけでございます。

町長の予算に対する政治姿勢はここで打ち切りまして、次に関連事項として通告いたしております、今年度予算額と財政シミュレーションの比較でございます。今年度当初予算額は85億8,100万円と、不確定要素が多いなか一定の前提条件を設定したうえで作成いたしました財政計画、その予算額が91億8,400万円になっております。これは合併時ですから去年、去年に作成した18年度予算額が91億8,400万円、その差が今年予算額とのその差が6億300万円、率にしまして6.6%減となっております。その要因の大きなものは何かお尋ねいたします。

ご回答いただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。新町建設計画58ページに掲載してあります財政計画表につきましては、平成16年6月に作成したものでございまして、合併後10年間の財政見通しを見込んだものでございますが、平成18年度を見ますと、歳入歳出総額で議員がおっしゃるように、91億8,463万8,000円となっており、平成18年度一般会計当初予算に比べ、6億352万6,000円少なくなっております。まず、新町建設計画における歳入につきましては、税では平成15年度を基準とし、人口の減少とこれに三位一体改革による税源移譲がなされたものとしたうえで見積もっておりますが、その後、地域経済の落ち込み、なかでも平成16年に発生した災害の影響に加え、土地価格の下落が予想されることから、平成18年度の固定資産評価替えによる減収などもあり、全体では4億1,745万1,000円の減額となっております。

各種譲与税につきましては、住民税として税財源移譲される予定でありましたが、譲与時期が平成19年度からとなったことから所得譲与税の増額分が加算されたことにより、1億2,636万8,000円増額となっております。

また、地方交付税については3億3,900万7,000円の減となっております。つまりシミュレーションとですね。新町建設計画では暫定的な措置である臨時財政対策債を平成18年度はないものと見込んでおりましたことに伴うもので、平成18年度当初予算に計上した臨時財政対策債の3億5,710万円を振り替えた場合の交付税額の比較では1,800万円の増となります。これら

新町建設計画の地方税、地方譲与税、各種交付金の一般財源総額は59億 9,605万円で、平成18年度一般会計当初予算に比べ、3億 2,186万 8,000円の減となっております。

なお、三位一体改革に伴う国庫支出金影響額は、紀北町で約1億 5,000万円と見込んでおりますが、振り替えられた部分が実質的には交付税等に反映されず、減額された形となっております。また歳出では、し尿共同処理組合の解散に伴う部分を振り替えた後で比較しますと、義務的経費で3億 8,014万 9,000円の増額となっております。

このように財政計画表を作成した時点に比べ、災害等の影響もあり、見込んでいた歳入の減少と歳出の増加に伴う影響など、大きく状況は変化しており、財政状況は大変厳しいものとなっております。したがって、18年度当初予算編成におきましては、できる限りサービスを落とさないよう歳出削減に取り組んだところでございます。

もう一方言いますと、今後、平成18年度の税収の状況や交付税の状況、制度改革を見極めたうえで、再度財政シミュレーションを作成する必要があるものと考えているところでございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

今、答弁のなかにですね、三位一体、それから地方交付税という言葉を引き出してちょっと意見を申し述べておきます。19年度から税源移譲という言葉がありました。国の施策ですのでそれを期待するわけですが、この税源移譲とですね、国税の所得税の税率を5%切って、住民税、いわゆる地方税の住民税5%上乘せしてという税源移譲の形をとってくるやに聞いております。その率が上がるのは非常に結構ですけども、ここで問題なのは徴収率であります。今後、そういう点を踏まえまして、税務課の徴収体制の強化を今から申し上げておきます。

それから地方交付税でございますが、これとて一般財源扱いはいたしますけども依存財源でございます。いつまでも国は合併したから今までの率でということ申し上げて、合併のときにそういう意思表示もしましたけども、国が厳しくなるとこの交付税の総額を削ってくるということがありますから、よくよくそういう歳入確保にあたっては確実に状況が確保できるように努めていただきたいと思います。

次に合併特例債についてでありますけれども計画では7億 8,000万円、予算額は1億 7,100万円となっております。その差6億 900万円あります。地方債全体で見ますと、合併特例債の充当率は65%の充当率を見ております。これは今の財政シミュレーションではね。ところが予

算では20%を大きく下回ってきております。今議会で議案第9号で地域振興基金条例の説明を財政課長から受けたわけですが、この基金条例は合併特例債を財源として基金積み立てを10年間やっていくんだと、その額は10年間で12億1,000万円、そしてその果実を運営して町政の振興にあたっていくということを伺ったわけですが、そこで伺いたいのは、当町はいろんな問題を抱えながら事業計画を立てたなかで、合併特例債の要望額をいくらにして、その当局へ向いて交渉にあたったのか。それと同時に合併の促進のための飴の部分として使ったこの特例債でありますけども、その採択条件というのですか、採択基準というのですか、そのようなことも今しておられると思いますけども、教えていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

合併特例債について申し上げます。合併特例債は一般単独事業に位置づけられ、緊急の整備を要し、かつ一般財源をもって措置することが困難なものが対象となります。このうち合併市町村振興基金造成を除く特例債について、総務省が借入れのための基準を示しております。それによりますと合併特例債は市町村建設計画に基づき行われる事業で、次の3つの基準のいずれかに該当することが必要とされております。

1つ目は旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設整備や、市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設整備のように、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備。2つ目が市町村単位の行政サービスの水準の均衡を図るための施設や、同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備のように、合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備。3つ目は市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するため、類似の目的を有する公共的施設を統合するための事業があります。

このように示されたものは市町村建設計画に掲載されたすべての事業が対象となるものではなく、また起債全体でもある一定の基準、例えば通常の維持修繕や少額な備品の購入、ソフト事業などは非適債として起債対象とはなりません。今後、合併特例債を借り入れて事業を行う際には、そうしたことを考慮したうえで事業を進めていく必要がございます。

そのいくら特例債を県に申し入れたかという額については、担当課長に答弁いたさせますが、ご承知のように新規事業は非常に少ないということも申し加えておきます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

本年度の要望額についてお答えいたします。本年度の要望予定額は8件ありまして、対象事業費は2億1,200万円であります。そのうち県支出金が3,155万円でありまして、起債予定額は予算額のとおり1億7,100万円でございます。この予定額につきましてはこれから県に要望してまいります。以上でございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

合併特例債の採択基準、非常に厳しいものがあると、聞いておりますと公共的施設の整備、これはやっぱり旧町村両区の一体感を図るため、それからまた住民サービス面においてはそういう公共的な施設の均衡あるものというようなことが中心、重点的に考えられておるということでございますが、私たちのようなこの過疎が進んでおる町では、やはりソフト面に事業を充てたい気はするわけです。そういうことで町長答弁のなかにはソフト面についてはまだ理解を示されていないようでございますが、これなどはやはり町長は三重県の市町会になるのですか、村がなくなりましたから、そういうようなところへ一つ意見を出していただいて上位機関、いわゆる国等に特例債の充当ができるように政治課題として働きかけてほしいと、そのように思います。

次に経常収支比率について伺います。財政構造の良し悪しを判断する指標に、この経常収支比率は使うわけでございますが、標準的には皆さんご承知のように80%以内が適正数値とされております。全国平均この間新聞でしたかね、市町村載っておりましたけども、87から88ですね。これはちょっとまだ合併が進んでおらないときでありましたから、町村の再編ができたときにはどうなるかちょっとわかりませんが、目安としては87から88、都道府県は90から91%ぐらいと、我が町はこの間の過疎の計画の15年度決算、15年度の数値のなかに90という数字が出ておりましたけども、今年度予算編成時にはこれは93か4ぐらい、非常に高い数字になるのではないかと、これは経常収支比率は皆さんご承知のように、財政の硬直化を見るためにといいんですけども、これを逆に言い換えれば財政の余裕度を示すものでもあるわけでございます。

そのようなことでちょっと考えていきますと、歳出面で人件費を見るときにですね、町税収入をはるかに上回る18億9,500万円となっております。このことに先の議案質疑のときに、同僚議員からも私たち議員の定数の議論のお話がありました。また今回ですね、職員の減員計画

で欠員不補充にできないかと聞いてくれという意見が、私のところに寄せられております。私も同感であります。今後、紀北町は10年間で退職予定者を86人と計画しております。そのうちの2分の1の43人を今後、採用していくんだという方針を今、打ち立てております。参考にあまり自慢できる話ではないんですけども、旧長島町の再建団体のときにはですね、職員を不補充に、財政再建期間は7年間でした。実際は5年で明けたわけですけども、不補充にいたしております。

それから職員の定年につきましても、あの当時まだ定年の法制化はされておられませんでした。申し合わせで57で辞めておったわけですけども、課長級は55歳で辞めていきました。10人以上おりました。そういうようなことになっていくわけです。非常に赤字に転落するといろんな制約、それからまた職員、町民の皆さんにも超過課税などもしましたから迷惑をかけますので、十分そういう点も考慮してですね、町長は町職員の減員計画を再度検討して少数精鋭主義をモットーとした職員配置にしていく考えはないか、お伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

經常収支比率について申し上げます。經常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率として一般的に使われており、義務的経費である人件費、扶助費、公債費やその他の經常的な経費に対し、充当される經常一般財源の割合を示すもので、その数値が低いほど財政構造に弾力性があることとなります。經常収支比率の計算は通常は決算後に行われる地方財政状況調査により明らかになるもので、現時点では平成16年度の状況が最新のもので、臨時財政対策債を含めたものでは旧長島町で92.1ですね。旧海山町では94.9となっております。両町分を合わせた場合で93.5となります。紀北町としては昨年10月11日に合併したことから、平成17年度決算は旧紀伊長島町、旧海山町、旧紀伊長島町・海山町し尿共同処理組合の3つの団体を合わせて行うこととなりますことから、現時点では正確な数値を把握することは困難であります。両町合わせた93.5を上回るものと思われれます。

また、平成18年度につきましては普通交付税や税など不確定要素が多く、正確に把握することは困難な状況にあります。いずれにいたしましても町税など經常一般財源の減少が見込まれることに加え、起債償還額が増加する見込みであることを考え合わせますと、さらに悪化することが予想されます。このような状況を打開し、財政構造の弾力性を好転するためには、義務的経費やその他の經常的経費の削減が必要であります。

その1つの方策が市町村合併であり、スケールメリットを生かした人件費等の削減が期待できるわけではありますが、現時点にはその効果はあまり現れておりません。今後、スケールメリットを早期に実現するため、行財政改革、財政再建を進める必要があると考えております。

なお、議員が今申されたようにですね、不補充という考え、これまで2分の1補充という基本線、それもですね、見直していくべきではないかと考えます。時代が徐々にそのように国、県、市町村もあわせてうえでの財政の厳しさが実実感されます。そのなかで職員のあり方も少数精鋭主義というのが今後、期待されるものと考えまして、そのような方向がよろしかろうと考えております。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

ただいま経常収支比率ではですね、予算ベースで93.5%を推定数値とするというような意見があったわけですが、これ非常に厳しい数字でございます。財政は厳しい状況というよりも、私は深刻化してきておると思います。この状況、今町長も脱皮するためのちょっとご意見もございましたけども、私は財政課を主体としてですね、財政課の意見を主体として理事者、並びに職員ともども英知を結集してですね、健全財政に向かったの研鑽を積んでほしいと思います。

予算はですね、これ出来上がっておるわけですが、単にそんなことは思ってないと思いますけども、収支のバランスを整えるだけではあかんのですね。まして今年新しいまち紀北町が誕生したわけですが、町民サイドから見ればですね、新しいまちの活性化の兆しが見えるような予算も、やっぱり期待しておる部分があるわけです。それと言いますのはやはり住民サイドからも要望事項がようけ出ております。今の災害避難施設とか、それから地区集会所とかというような要望が出ておりますから、やっぱりそういう点についての配慮も必要になってくるわけですが、あとでも申しますけども、予算編成は非常に難しいものだということがよくわかったわけですが。

それでは次にスポーツの振興でございますが、スポーツのスタイルが従来から現在は変わってきておるということで、スポーツ人口もかなり増えてきたように思います。そこで大きくなった当町での体育協会の組織とその参加クラブ、その組織に組みしておるクラブ、それから会員数ですね。それから両町の体育館施設を拠点とする体育施設はどのような状況になっておるか。それから外部とのスポーツ交流はどのような形で進められてきておるのかお聞かせをして

ほしいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご質問にお答えいたします。現状といたしましてはですね、体育協会の組織については、現在は平成17年4月のところ、現在のところ紀伊長島区ではソフトボール協会ほか15協会あります。海山区につきましては水泳協会ほか11団体が加盟しています。会員数につきましては紀伊長島区 500人、海山区 481人、合わせまして 981人が登録されております。

また、旧2町でスポーツ振興交流を図るため、北牟婁郡体育協会を組織しておりましたので、合併後はですね、旧2町の体育協会を統一し、平成18年度から紀北町体育協会として発足することになっております。今後は各協議の活動強化、技術の向上を図るとともに、紀北町の生涯スポーツの振興に向けて、体育協会の主体的な取り組み、組織の活性化に大いに期待しております。

また、かつては県体と呼ばれたスポーツフェスティバルへの積極的な参加は無論のこと、従来は北牟婁郡で行われておりました各種体育大会の開催も、今後は全町的な交流の場となるように生かしていただき、一層の発展を期待しております。さらに体育協会の持つ専門性を生かした団体の体育的行事等への技術支援、協力活動なども町民のための生涯スポーツ振興、町民の体力、健康増進の推進役として一翼を担っていただきたいと思います。

それからスポーツ環境と施設整備計画の有無についてでございますが、健康で活力ある社会生活を営むことができるよう、スポーツを通じてだれもが楽しく生涯にわたり健康づくりができるスポーツ施設の整備を推進していきます。

町外のスポーツ団体との交流の実態はですね、四條畷市とのスポーツ交流事業、特にテニスですね、をはじめ東紀州広域体育協会でグラウンドゴルフ大会なども行っております。体育協会加盟のスポーツ団体、各スポーツ少年団、スポーツクラブ連合会等それぞれのスポーツ団体においても大会等で交流を図っております。合併後はですね、スポーツ少年団、スポーツクラブ連合会が体育協会に加盟する予定でございます。

体育協会に加盟している団体はもちろん、各両町で行っていた交流事業を継続するとともに、子どもから高齢者の方までが町内、町外のスポーツ団体との交流を支援していきたいと考えております。以上でございます。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

町長答弁のなかにですね、非常に耳障りのいいスポーツに対する考え方を聞いたわけですが、是非その実現に向けてですね、一步二歩と踏み込んでいただきたいと思います。先の議会でスポーツ振興については、町長が答弁のなかで教育行政の柱と私は受け止めておるといふ答弁をしております。是非大きくなった町の体協を中心としたスポーツ振興に、一つ力を注いでいたしてほしいと思います。

先ほど体協参加の会員数とクラブ数おっしゃられたんですけども、1,000人ぐらいということでございますが、冒頭スポーツの体系が変わったということで、私質問のときに言いましたように、今地域でですね、それから家庭で娯楽的なスポーツが非常にこう盛んになってきております。そういうことから考えますと、スポーツ人口の底辺が非常に広がっております。専門的な選手の方もおります。それはそれでやっぱり育成も大切でありますけども、そういう実態が1つあります。

そういうことから私はちょっと考えついたんですけどね、町長は新町初めの挨拶をされた言葉のなかに、「当面の努力目標として人々の融和と地域の一体感の醸成である」と言われております。まさに同感であります。提言をさせていただきたいんですけども、今年は新しいまち紀北町の誕生の、実質的な誕生の年であります。したがって、今週の例年やっておりますスポーツ大会というんですか、町民体育大会というんですか、そのような大会にですね、そういう融和と一体感を一層促進というんですか、助長するためにですね、底辺が拡大されておりますスポーツ人口を活用してですね、ちょっと大きな大会にやっっていこうという気持ちがないか伺いたします。

まずそれだけお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の提案は大変いい考えであろうかと思っております。そこでですね、関係各課とも協議をして、その大きな全町的なスポーツ大会ということも検討させてください。してまいりたいと思います。

議長

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

是非、そういう形になりますように、両区の町民がですね、スポーツを通しながら交流の、交流する場を目の当たりにしたいものと思います。

終わりになりますが、町長が所信表明のなかでですね、二律背反という、私初めて知る言葉を使っておられます。確かにこれはちょっと前後に文書が書いてございましたけども、財政の健全化と各施設の展開、二律背反の極めて困難な町政運営を行わなければなりません。全く政はこの一言に尽きると思います。それだけに町長の職務というのは大変だというのは理解できます。

しかしながら、町長ここへ書いてございますように、町長は新人町長ではございません。紀北町にとっては初代の町長でございますが、過去キャリアが6年ある町長でございます。一つこのいろんな難問が山積しておるわけでございますが、粉骨砕身までとは言いませんけども、その局面真っ正から立ち向かって行って、一つ打開してもらうための一層の奮起を期待いたしまして質問を終わります。

議長

これで東恒雄君の質問を終わります。

次に、6番 井土清二君の発言を許します。

6番 井土清二議員

6番 井土清二、3月定例会一般質問を行います。

今、東海地震・東南海地震・南海地震などの大規模地震の発生の可能性が高まりつつあり、場合によっては東海・東南海・南海3つの地震が同時に発生する確率も高いと言われており、町長の所信表明にも述べられていました。三重県は地震災害に強い地域社会の実現が重要であり、緊急の課題であるという考えのもと、県民、事業者、市町村、国、その他の防災関係機関などとともに、力を合わせ地震対策を総合的、かつ計画的に推進することを目的とした「三重県地震対策推進条例」を制定して、地震災害への対策を進めているところであります。

旧海山町では、「海山町次世代育成支援地域行動計画」が策定され、人と自然が調和した安心して子育てができる町を基本理念に、7項目の支援施策を掲げ、平成17年4月1日より計画を開始しています。そのなかで6項目目に子どもたちの安全確保の支援も計画されているところです。町長の所信表明のなかでも文化と教育の振興のなかで、学校教育における重要課題として基礎学力の充実と、個性尊重を図りながら、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる学校環境を整えることであり、そのため学校教育施設の耐震化整備を進めていきたいとあ

り、平成18年度に相賀小学校の地震の耐力度調査を実施、調査済みの紀伊長島区の東小、紀北中、西小などの結果を踏まえ、老朽校舎の改築が必要ならば検討していき、その他の学校施設も調整し、地域の防災対策とも関係させつつ整備を進めていくと述べられています。このような地震に対する町の認識、状況のなか、海山区の引本小学校と相賀小学校校舎について質問いたします。

まず、引本小学校校舎についてですが、町内学校施設耐震診断調査関係報告によると、管理棟教室等と一緒にした棟が昭和13年建設、木造2階建てで診査評点で0.8、結果がやや危険、補強を行ってくださいという評価であります。また別の教室等においても昭和28年建設、木造2階建て、総合評価は0.84、これもやや危険、補強を行ってくださいという同じ評価です。引本小学校2校舎に補強が必要であるという結果が出ています。このような危険校舎をそのままにして児童を学ばせることに児童の父兄たちは大変心配しています。早急な地震の耐震補強を行う必要があると考えますが、町の考え、方針を伺います。また地震が発生した場合、危険であるという認識があるのに何の対策も講じず、児童等に被害が遭った場合、自然災害と言えないと考えます。児童の父兄に対し、だれがどのような責任を取る、そういうつもりもあるのか、そのあたりもお答え願います。

また、紀伊長島区においては平成16年から17年において、耐震補強工事が6棟完了しております。

次に、相賀小学校についてですが、相賀小学校校舎については本年地震の耐力度調査を実施されますが、調査結果が出て、結果が良ければこのまま校舎を使用していくというようなことで実施されているのか。町長においては町長選挙時、相賀地内において街頭演説において、相賀小学校校舎の改築を行うということも言っておられますが、このあたりも願います。また新町建設計画においても合併後3年目において、相賀小学校改築計画が盛られていると思いますが、そのあたりも認識をお伺いします。相賀小学校校舎について町としてどのように計画しているのか、基本的な考えをお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

井土議員のご質問にお答えいたします。

まず、引本小学校の問題でございますが、この引本小学校の耐震の結果については、今議員

が述べられたとおりでございます。この診断結果はですね、ただ付記がございまして、附則して印してあることがございまして、地盤によってはですね倒壊の危険性があるという付記がございまして。それで地盤調査のですね、その耐震調査の診査時にですね、標準値で計算をしたということでございます。それでもう一度地盤をですね、調査し直して、そしてその地盤の出た数字でもう一度この耐震の数字を計算し直しましてですね、補強で済むのか、この改築をしなければならぬのか、そういうところをですね、少し時間をいただいて調査をしたいと考えております。そのうえでこの引本小学校につきましてはご承知のように経過年数も木造建築物の対応年数を大きく上回っておりますし、老朽化も進んでおりますし、確かに私も見てきたんですが、床の面がですね、傾いている教室もありますし、いずれにしても改修、改築のどちらかをやらなければいけない。ただし、どちらかに決めるかについては今一度ですね、地盤の調査をしたうえで決定したいということでございますので、少し時間をいただきたい。早急ですね、これについては地盤の調査をしたうえで取り組みたいと思っております。

次に、相賀小学校の校舎についてのご質問でございますが、相賀小学校の校舎は現在2棟ございまして、第1棟は昭和31年、第2棟につきましては昭和53年に完成をしてですね、いずれも潮南中学校が使用してきたわけでございます。それで校舎につきましては中学生を対象にして、確かに建てられたものでございますので窓とかですね、それから黒板の位置、トイレの便器の位置、こういったものもですね、小学校に合わないという、この数字だけでは耐震耐力の数字だけでは安定できない条件もございまして。

耐震調査につきましては、町の建設課でですね、2001年に町の新基準第2次診断自動計算システムというシステムでやっていただいております、そのときにはですね、基本構造部の柱とか、はりとか壁にはクラックは以外に少ないという結果が出ておまして、改築をですね、直ちにしなければならないという結論ではないんですけれども、ただこれもですね、今言いましたように建築年度が非常に古いということもございまして、やはり改築の方向で臨みたいと思っております。そのためには耐力調査がどうしても必要でございますので、今年度予算を見させていただいたわけでございます。

こういう結果を踏まえてですね、この冒頭に議員がおっしゃいました、すでに済んでおります長島の紀北中学校、東小学校などの診査されました数字等勘案いたしまして、この校舎についてはなるべく早くですね、年次計画を理事者と相談のうえ立てさせていただきまして、また皆さんにご相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

井土清二君。

6番 井土清二議員

それでは引本小学校のほうから再質問させていただきます。引本小学校につきましては、もう地震が地区的に地震が発生した場合、津波もやってくる。そういうときに災害時ですけども、避難場所としての校舎の利用も十分計画されています。それに対して校舎が被害を受けてしま、その場合になりますと避難場所としての価値がなくなってしまうような気がします。そやもんで改築とまでは言いませんけども、早急な耐震補強、それがどうしても必要なんでないかと、地区の子どもたちは奥山町長がよくおっしゃるように町の宝と、そういうふうに私も認識しております。

その宝を守る、また住民の方も守る、こういう観念からも引本小学校を避難場所として使用するのであれば、早急な耐震補強、それが一番大事だと思うんですけども、そのあたりは町長どうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の申されることはごもっともであります。そのことについてできるだけ早くですね、避難場所という観点もよく含めてですね、対応してまいりたいと考えます。

議長

井土清二君。

6番 井土清二議員

町長から以上のような答弁をいただきましたもんで、早急に補強、改修等を行ってもらえるものとして、引本小学校については終わります。

次に相賀小学校についてなんですけども、地盤というのですかね、建設年度がこれも古いし、一度火事にも遭っている、そういう状況も踏まえまして、これも改修、改築がどうしても必要な施設、校舎という考えがあるんですけども、この校舎についてですけども、建設計画等においては改築の計画が出ておるといったんですけども、そのあたりは町長のほうではどういうふうにお考えですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいまも教育長はお答えになってますけれども、耐力度調査の結果ですね、これは文部省の補助の対象にさせていただいたほうがいいでしょう。そのなかで総合的に各担当、あるいは関係者とですね、協議をして計画を立案していきたいと考えます。

議長

井土清二君。

6番 井土清二議員

それでは町長にそのような答弁をいただきましたので、質問を終わらせていただきます。

議長

これで井土清二君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。開会は10時50分から開会いたします。

(午前 10時 36分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

議長

27番 北村博司君の発言を許します。

27番 北村博司議員

議長のお許しをいただきましたので、事前通告に従いまして一般質問を申し上げます。

質問は2点でございます。

まず、最初に景観まちづくりについてというテーマで通告させていただきました。細かく分けますと5点ほどございます。長島地区のかつてのにぎわいは今や失われております。もう昼間でも平日です。土日にかかわらず歩いている人も少ない。そういった状態のなかでそのにぎわいをどう取り戻すかというのが、旧町時代から長年の課題でございました。現在、そういった気運が県とか国の方からも、もちろん町からもあがってまいりまして、官民の協働作業がいくつかの組織として取り組まれております。その現在の取り組みに対する長としての意欲をこ

の際お尋ねを申し上げたいと思います。町長並びに関係の各課長のご答弁をちょうだいしたいと思います。

まず1点目は、嵐屋別館が昨年土地建物とも所有者お2人の方から町のほうへご寄付いただいて、これは議会でも報告、町長から報告されておりますけれども、かつてこれ私ちょうど手元へ持ってまいっておりますけれども、文豪と称してもいいと思いますが、田山花袋という大変著名な作家がですね、志摩から、いわゆる脇街道ですね、熊野街道の脇街道と申しますけれども、海岸線沿いにずうっと歩いてまいりまして、南島から錦、そして長島へたどった道筋がここにちょうど、これは東惇朗先生のご好意でコピーしていただいたものですが、大阪の図書館のほうで入手したようですが、南船北馬『北紀伊の海岸』という著書が、作品がございませぬ。これがその小さな本です。これ博文館という古くからの出版社から出ております。このなかに嵐屋が登場してまいります。田山花袋が一泊したわけですが、全文ご紹介するわけにまいりませぬけれども、かなりのページを錦から山越えというか、このときは神道と表現しておりますけれども、道をたどって夕方4時ごろに錦を出て長島へ向かったと、そうすると15歳の少年の郵便配達夫が1日おきに長島から錦に郵便の集配に行っている少年が追いかけてきて、長島までの道すがら、山林の道すがらいろんな会話をしていくくんだり長文で書かれております。それでその少年は「あんたどこの人や」「東京や」「僕は親戚が東京にいるんで東京へ行って2年間英語を習って、外国人に英語を習って、外国人いっぱいおるか」と、こういう少年らしい素朴な質問をしておるわけです。それで英語を身につけたら洋行して、外国へ行って世に出たいという素朴な話かけをして、それに田山花袋がいろいろ大人としてのいろんなアドバイスをしているくんだりはずっと続きまして、そのなかに例えば獣が多いと、イノシシに襲われて旅人の1人や2人は必ず追われて殺されるとか、あんた道に迷ったら追いはぎにやられるよと、そういう時代であったんでしょね。そういう話がずうっとあります。少々脚色あるんかもわかりませぬけれども、そして少年の案内を得て、ここだけご紹介しますが、「その夜は町にて最も古く、最も親切なりと言える嵐屋と言える大なる一旅館に宿りたるが、やわらかき布団、古風なる行灯、質朴なる墨など、一つとして我が旅の心を慰めむるに足らざるものなかりき、ああこの忘れられぬ少年」というくんだりがございます。まだ電気が入ってない時代でございましたね。行灯の下に嵐屋あり、当時でも大変最も古く、最も親切な宿だというふうに紹介されております。

こういう歴史と伝統のある旅館を、これは当時本館でございまして、今回ご寄付いただいたのは別館でございますけれども、これはまちづくり、にぎわいを取り戻すためのまちづくりの

私は核になる施設だと、活用方法を間違えなければこれほど著名な旅館ですから、大いに活用の方法があるのではないかと思いますので、そのへんの意欲をまず方向性をお聞きいたしたいと思います。

2つ目は、「古道あるまち歩観会」の取り組みについてです。これは県の東紀州地域交流空間創造事業というのが、16年度から行われておりまして、これは6つの部会に分かれております。当町ではツツラト荷坂部会、それともう1つは銚子川沿線と馬越峠の部会、あと尾鷲、熊野それから熊野川と6つの部会に分かれております。そのうち荷坂峠、ツツラト部会はメンバーの提案で「古道魚まち歩観会」という名前になっております。魚町というのはなぜ出てきたか、これは長島港の、いわゆる漁師町をメインにしてテーマにして、メインテーマにしてそこに熊野古道を歩いてくる古道客をどうやって導入するかという取り組みをやっております。

非常に私は一部分、ほかの部会は一部分しか知りませんが、大変先行していると言いますか、大変活発な、メンバー数も大変多うございますから、担当課で把握している内容をこの際ご紹介をいただきたいと思いますが、1つここにこういうものがございます。魚町マップという、これは女性とか若いメンバーがパソコンで制作したものです。これがここに三重交通のバスハイクのチラシですけれども、ここに船だんじりと港市というツアーが、これは歩観会が大変積極的に三重交通さんのほうにお願いしてやられたものです。ただ残念なことに、この当日の1月14日、だんじりの日は雨でございまして、私はチラッと聞いているところでは、バス4台ぐらいの予約があったようですが、これは当日は中止になっております。ただそれに向けての取り組みのなかで、こういった素敵なものが行政ではなしに、官民の団体でこういう非常にセンスのいいものがつくられたということは、私は瞠目すべき仕事だろうと思います。

これは多分町長らご覧になっておられると思いますが、このなかにですね、この魚町の意図をよく表すものとして、実は佐藤春夫が昭和27年に新潮というこういう、これはコピーですけども、新潮って今も雑誌あります。総合雑誌ありますけれども、このなかで「山妖海異」という作品を書いているんですが、これは長島に伝わる河童伝説をメインテーマにしたものですが、その書き出しの部分をごへ、このマップの書き出しに、「こういう場所では海や山も天然のままの姿を保っているし、人間の生活や世情もいにしえの風を失わないでいるものである」という書き出しを使って、この全体のイメージが統一されています。このまち歩きの観光ルートの設定等について大変熱心に取り組まれておりますので、それについての町側のお考え方、それとこれ町長のもとにもすでに昨年旧町時代に歩観会から提出されているようですが、長島橋のもとに現在町有地の更地がございましてけれども、ここにこの魚町、俗に

言う西長島地区の入り口のランドマーク的な公園を是非整備してほしいという、簡単な図面付きで出ているはずですが、昨年。

でここの中心に据えられるのが、元、これは歩観会の考え方ですが、元赤羽屋という古道沿いにありました、その前にあった道標を、現在郷土資料館の前に移設されておりますが、これを中核にした公園をつくってはどうかという提案が出ているはずですので、現在どのような検討段階にあるのかお聞かせいただきたいと思います。

さらにですね、次に街並み再生への制度的な手当てを考えていただきたいと、こういうことであります。これはごく最近、国土交通省の中部整備局と近畿と両方、それに紀勢国道事務所の三者で、国道42号沿線だけに留まらず、その特定の地域の景観まちづくりを進めるために調査がすでに始まっております。これは42号線で田辺市と紀北町の長島地区の2ヵ所だけです。これすでに歩観会とか連合自治会の方々に対する作業、調査活動がもうすでに1回行われておりますので、これに対するお考え方。

で、この街並み再生への考え方についてですね、近畿大学の久教授のいろいろご提案がございまして、長島地区の一番かつてのにぎわいの中心だった本町の四つ角を中心として、古民家、古い民家を元の姿に戻せないかということで、街歩きのなかでここをこうこうという話、ご指導がいただいているわけですがけれども、ただこれは民家の所有者というか、その住民にすればですね、街並みを復活をするのはいいけれども、その例えば1つの例ですがけれども、トタンの看板なんかで古い民家をくるんでいる場合、それをはぎ取ってというか、外して古い街並み、かつての街並みを再生すると入込客が増えるではないかというご提案です。

それについてやはり制度的な補助制度がないと、とても住民がどれだけかかる再生費用を負担するというのは、ちょっと実際には期待できない。そこで年間たとえ何戸であっても補助制度を考えてはどうかと、こういうことでございます。ですから3番、4番、街並み再生への制度的な手当てと、国交省の景観まちづくりについて調査が始まって、今後、久教授によりますと、国、県の支援が得られるであろうという、それを活用しない手がないというアドバイスをちょうだいしておりますので、そのへんの補助制度を広げていくうえで、つくっていくうえで国、県の取り組みというのは現在役場としてはどういう話し合いがなされているのかということをお聞きしたいと思います。

最後に地域住民の幅広い結集、現在でも自主的に自分から参加を申し込んで加わっている人が3分の1ぐらいはいるのではないかと、40人以上はいると思いますが、そのへんの実数もお聞かせいただきたいと思います。もっともっとやっぱりそこに住んでいる住民の幅広い参加が

ないと現実には町のにぎわいを取り戻していくということは無理かと思えますので、そこへの行政としての取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、細かく分けて5点をこの部分でお尋ねいたします。

大きな表題のコンプライアンス意識の徹底についてでございます。これ法令の遵守という意味でございます。国から県、市町村とたくさんの法律とか条例がございますが、その守っていくという意識が今、民間企業でもそうですけれども、大変重要な時代でございます。今盛んに世間を騒がしておりますライブドアの企業活動の例をひくまでもなく、この当地域でもコンプライアンス意識が欠如していたために、破綻して吸収されました産業団体がございます。詳しく申し上げなくても何の、どの団体かよくおわかりかと思えます。これは吸収した側の団体の責任者はコンプライアンス意識、つまり法令を守るという意識に欠けていたから、この組合はこうなるとおっしゃっておられました。私もそう思います。

今、合併によって事務量も事業量も、そして職員数も膨らみました。そのなかでチェック機能が低下していく恐れがあります。そのへんについて法令遵守の意識の徹底を図っていただきたい。それとこれちょっと具合悪いなというようなものは、きちんと内部監査、チェック機能を充実をお図りいただきたいと思えます。具体的な取り組みについてこれは町長、助役からお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以後、関連質問は自席からお聞かせいただきます。以上で演壇での発言は終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

まず、「嵐屋別館」ですね。長島地区の古い街並みを残す貴重な建物であると認識をいたしております。何とかしてその景観を保ちながら活用したいと考えておりますが、何分にもこの建物は旅館として長く使われていたこともあり、今後の利用目的によっては相当手を加える必要があると思えます。したがって、建物の状態も十分調査してですね、地区の住民の皆さまのご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えます。

「魚まち歩観会」の取り組みにつきましては、県の東紀州地域交流空間創造事業がきっかけとなり始められたものですが、当初から住民の考え方を重視して、計画から実施まで住民が主体となって取り組んでいく事業だと伺っております。このため地域住民の協力も得られ、大変活発な取り組みがなされていると感じております。計画された事業の実施につきましては、平

成17年度と18年度には県の2分の1の補助を受け、魅力ある観光地づくり支援事業として400万円の事業費で行うこととなっております。

長島橋のランドマーク公園につきましては、昨年8月に「古道魚まち歩観会」のメンバーの方からご提案をいただいております。計画しているところは位置的に長島地区の入り口にあたり、案内板と休憩所といった発案は大変理解できるものです。しかし、ランドマークとなりますと質的に高く、センスあふれるものが求められると考えますので、今後、時間をかけて検討をしてみたいと考えております。

街並み再生に関しましては、街歩きだとか観光ルートの設定が歩観会のメンバーの皆さまが、長島地区のですね、歴史等を勘案されて、発掘されたものが観光資源として数多くあると認識しており、その流れに沿ったルートを設定されることが大変望ましいのではないかと考えております。

古民家の存在は地域の暮らし、文化や歴史特徴を示すものとしては1つの景観として観光要素の高いものになるものだと思います。古民家は個人の所有物であり、全体の景観を備えていくということは、その地区の住民の多大な熱意と結束がないとできないと考えておまして、制度として支援するのは、今後ですね、国交省の景観まちづくり調査等の結果ですね、長島地区が指定されておるものですから、東紀州交流空間創造事業のなかでですね、「古道魚まち歩観会」が街並み景観等をテーマとしていろいろ評価され、活動しておられることが評価されたもの、その結果だと認識をしておまして、深く御礼申し上げたいと思います。

この国が支援してくれるようなことになればですね、また抜本的にこの対応を検討してみたいと思います。地方の地域の方々と連携を密にしながら、住民の皆さまの参加を進めていくということが非常に大事なことでありまして、会議の場の設定だとか、国及び県との調整などを進めていながらですね、住民との連携強化を進めていきたいと思います。

続きまして2つ目の大きな質問でございますが、コンプライアンス意識についてでございますが、言うまでもなく地方自治法第2条第16項で、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないと規定されており、法の遵守は自治体としての基本であり、日々これに努めております。ただ、議員ご指摘のとおり法を遵守していくうえでの事務のチェック機能としては、十分であるとは言い切れない部分もあろうかと思っております。

つきましては行政ニーズの多様化、複雑化、また高度化するなかで法の解釈はもとより、その運用におきまして的確に対応した行政運営をする必要があることから、法務研修をはじめ、議員ご指摘の法学部を卒業した職員の活用も検討しながら、チェック体制等の強化を図ってま

いりたいと考えます。以上でございます。

議長

紀伊長島支所東産業振興課長。

東貞夫紀伊長島総合支所産業振興課長

「古道魚まち歩観会」の会員数等についてご説明いたします。

古道歩観会の会につきましては、当初町の各種団体の代表の方、また語り部の方、ふるさと懇話会の会員等で、会員数31名、2名のアドバイザーの方で構成をして発足いたしました。その後、現在自治会の会員の方々を加え、約40名の会員で運営をしております。事業といたしましては平成16年度から18年度の間に行うということになっておりまして、16年度につきましては交流空間整備計画を策定、17年度からは地域住民、行政等が協働で整備計画の実践を図るという方向で進んでおります。自主的な成果といたしましては、熊野古道のロマンと漁師町のぬくもりとの触れ合いがもたらすやすらぎの交流空間づくりということで、現在ツツラト峠、荷坂峠のほうに道標、石柱を4本ずつ合計8本立てさせていただきました。

また、西長島地区につきましては、マンボウの形をした陶板を62枚設置させていただいております。また現在、魚町マップをですね、日本語版4万部、英語版1万部を制作中でございます。3月末までには完成する見込みでございます。

西長島の景観まちづくり、国交省が行ってくれておる事業につきましては、世界遺産にふさわしい景観形成方策検討調査という方向で進めております。これにつきましては平成18年度の2月19日に、第1回の会合を歩観会連合自治会の方々を中心に開催いたしました。第2回は3月19日に開催の予定であります。その後4月、5月に住民の方々の参加を得て、会議を開催して計画をまとめていきたいというふうに思っております。これにつきましては先ほど議員が指摘していただいたとおり、近畿大学理工学部社会環境工学科の久教授の指導を得て事業を進めております。以上でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

大分時間使ってしまったんで、適宜一つ一つお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

まず、「嵐屋別館」の活用方法についてでございますけれども、町長、十分調査して地域住民の云々、確かに鉄筋コンクリート部分については、そのまま利用するのは私もなかをずうっと見ました。見せていただきましたけれども無理かなと思いました。そのままではですね。た

だ木造部分についてはですね、これ寄付者からも直接お伺いいたしましたけれども、昭和初年というか、初頭の建物のようです。すぐに登録、登記したわけではないので、登記上の年号よりも若干古いようですね。ちょうど旧紀勢東線、今JRの紀勢線が荷坂峠にかかって工事中にですね、どっと関係の宿泊客が増えて建設されたもののようでございます。それでこの木造部分がそうですね。木造部分が大変手の込んだといいますか、大変素晴らしい木造建築、違い棚、床の間等が大変手が込んでおまして、あれを町長どうもこの十分調査してというのはいいんですけども、もうすでに閉鎖してからでも1年以上経つわけですね。このまま締め切りでは私は傷みが早いと思います。木造住宅というのは閉めておいたらこれは傷みます、腐ります。私はやっぱりきちっとどなたがどういう形で管理するのかというのを、まず先に私はお決めいただくのが先決だろうと思うんです。

そういったなかで、たまたまこれは住民から提案をいただいたんですが、地域住民の特にご年配の女性の方々のなかに、手芸を趣味が高じていろいろやっておられる何人かのグループがでございます。その方たちが今のまちおこしというか、まちづくりの流れのなかで是非簡単な土産物でも扱ってみたいなという要望を、私直接伺いました。そのグループの方々から。それで1つその考え方としては、例えばですね、この話は別館を管理、拭き掃除も含めて空気を入れ換えるためにもここで、例えばそういう管理を兼ねて手づくりの土産物を売るような考え方、売ってもらうというか、その代わりきちんと拭き掃除、管理をしていただく、でそこへ地域の新町、浦町あたりの特にお年寄りが多いわけですから、その方たちが自由に集まって気楽にたむろして、そこへこれからこの魚町に尋ねてくる古道客の人たちの話し相手になっていただくと。こういう1つの考え方もあるわけですが、これについてのお考えをお聞きいたしたいと思っています。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご提案をいただきまして、今改めてあそこの重要性を認識しております。2つの提案がありましたので、今後ですね、そのことも含めてできるだけ早く検討いたします。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

27番、一つ早急にご検討をいただきたいと思っています。あそこは私先ほど田山花袋の話を見せて

いただきましたけども、近年でもですね、学校の怪談のシリーズのロケ地にもなっております。それは町長もご存じだと思いますんで、それであそこはちょうど港市が開かれる前浜の目の前ですんで、そういった意味でも非常に効果の高い場所であろうとこう考えます。これについては終わります。

次にですね、私実はこの間見てびっくりしたんですが、長島署、町長が前ご提案、旧町時代にご提案になった消防詰所はもう違う場所へ建てておるようですね。それで更地、完全に更地になっているようでございますので、一つこれはもう今年の提案ですから、これもやっぱり早急にですね、今の官民協働作業の進行にあわせてご検討いただきたいと思います。これも松本周辺の住民と古道を尋ねてくる方たちの交流の場という位置づけで、一つ早急に検討を進めていただきたいと思います。

次にですね、国交省の調査事業ですが、ここに私はちょっと私もこの会合へ出ましたもんですから、正直言ってびっくりしたわけですよ。国が直接長島地区の再生に力を貸してやろうという、和歌山県の田辺とここだけなんですね。中部整備局と近畿整備局両方合わせて、これはねもっとやっぱり積極的に私は、意欲的に取り組んでいただかないかんと思いますよ。これは助役が出席しておりましたから、私の班じゃなかったですけども、一つ率直な感想をお聞かせいただきたい。

議長

通告には入っていませんけど、特別に許可いたします。

北村助役。

北村文明助役

国交省の関係でございますが、私ここへ来る前にですね、前職でこの関係の仕事をしてございました。それで国交省、あるいは県はですね、その地域の方々が非常に知恵を出し頑張っているところを支援するという形ですね、方針を変えてきてございます。そういうことで今回の「魚まち歩観会」の話、熊野古道交流空間の話なんかは、県も国も極めて高い評価をしてございました。そういう意味で事業が採択され、今後、国も県も事業が広がっていくものというふうに当時は見ておりました。そういう意味でですね、今回入ってきました国交省の調査は、これは第一段階としての足がかりというふうに考えてございます。今後、これを活用してですね、地域に人が集まってくる、そういったような核になり得る素材ではないかなとこう考えてございますので、今後、ともよろしく願います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

助役の大変意欲のあるところをお聞かせいただきまして、一つ積極的にお取り組みいただきたいと思います。

先ほど街並み再生への補助制度ということで、現実にはなかなか新しい補助制度というのは、この財政のなかで難しい部分もあろうかと思えます。ただこれで成功した町の例を坂教授から私は承っております。年間確か5戸だったかな、それ20年ぐらいかかってそれぐらいの数の街並み古民家を再生したという、大変成功したようでございます。2年や3年でできる話ではないです。何10年がかりの長期的な展望が私はいると思えます。そういった意味で、今年の船だんじりの直前に、これは教育委員会の大変ご努力いただきまして、本町の道標が元あった交差点角に復帰いたしました。それで住民も大変大事にしておられますし、意欲が徐々に高まってきております。

こういった住民の意欲を高めるという働きかけが大変重要。住民が真先に旗振ってくれればいいですけども、やっぱり地域的な温度差がございますんで、一つそのへんは自治会を中心にですね、行政でも一つ仕掛けを考えていただきたいと思えます。で、ここの古道歩観会の1つの特徴はですね、実は先ほどもちょっと演壇で申し上げましたけども、私も入れたくって参加してくる人たちが結構います。若い人ですね、女性。これは担当課長は知っていると思えますが、女性とか若い、近年Uターンしてきた人とか、あんまり地域になじみのない若い世代も含めて加わってきております。それと国際交流協会とか自治会との連携もかなり密度が高くなってきております。

ということで、一つそのへんの働きかけを、これはもう町長の意のあるところをですね、あんまり町長は自分から先頭に立つご性格ではないんですが、こればかりは一つお力をいただきたいと思えます。海山区のほうの部会については、これまた海山区の議員が、私よく知りませんので、正直言って部会の、海山区の活動については、また次の機会に発言される方があるんじゃないかと思えます。

もう時間がなくなってまいりましたんで、最後にコンプライアンス意識の徹底について、最近ですね、非常に意識の欠如をしたために、議会に上程した議案が間違っていたとか、ごく些細であってもこれは論外の話です。とか人事案件のチェックがなされていなかったとか、契約とか設計の、例えばですね、落札価格を超える予算が上程されてくるとか、私はちょっと常識では考えられないようなチェックミスが多い。これは蛮勇を振るってですね、チェック機能を

強化、内部監査を強化していただきたいと思います。監査委員さん大変しっかりした方がお2人でやっていただいておりますけども、それ以前に内部監査を厳しくやっていただきたい。これは蛮勇を振るってやっていただかないと、町民の町政に対する信頼を失うもとですから、一つこのへんの意欲をお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘された、つまり法令遵守ですね。公務員として当然のことだと思いますし、議員は蛮勇を振るえとおっしゃる、その意味も非常に強く受け止めて、蛮勇が振るえるかどうか、それは不確かですけども、頑張ってまいりたいと思います。

議長

これで北村博司君の質問を終わります。

続きまして、8番 尾上壽一君の発言を許します。

8番 尾上壽一議員

8番 尾上壽一、3月定例会一般質問に参加し、行政改革大綱と定員管理の適正化計画について質問をいたします。

平成16年12月24日に閣議決定された、今後の行政改革の方針を踏まえ、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、より一層の積極的な行政改革の推進に努めるようと、各地方公共団体に通知がされていることと思います。その第1に、「計画的な行政改革の推進と説明責任の確保」が上げられ、「行政改革大綱の見直しと集中プランの公表」があります。

行政改革大綱の見直しを行い、具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン」を可能な限り目標の数値化や具体的、かつ住民にわかりやすい指標を用い、17年度中に公表すること、特に定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることとなっております。

町長は、所信表明で徹底的な行財政改革は必要不可欠である。このため民間の方による行財政改革推進委員会を発足されたとおっしゃいました。当町は平成17年10月11日に合併したことにより、紀北町としての新たな行政改革大綱の作成となります。今後の町政運営に重要な役割を持つ委員会の構成や、進捗状況、状態、また大綱の策定完了目途をお聞かせ願います。

私は12月定例会で時間外労働について一般質問を行い、行財政改革が必要だとの認識のもと、時間外労働とともに職員数についてもお話をさせていただきました。その内容については合併したことにより、職員数が一般行政職員数 259名となり、県内での合併前市町村の2万人規模の自治体と比較しても、職員数が多い状態だと考えられ、人口の急激な減少が予想される当町にとって、職員の削減が課題であるというものでした。

このことについて、奥山町長は組織の責任者として職員の業務量や進行状況を把握して、最小の経費で最大の効果を上げるための努力が必要ではないか、そのためには公費支出の総点検をはじめとする行財政改革に取り組み、この改革を推進していくことで、職員が効率的に業務を遂行することができ、その結果として時間外勤務を削減していくことはもとより、職員数を削減することが可能であり、これらの削減が行財政の健全化を推進するうえで、極めて重要なものであると考えていると答弁されております。私も同感で、今後の紀北町にとっては職員の定員管理がしっかりと行われるべきだと考えます。

また、総務省からの通達においても、市町村合併に伴う定員管理や組織編成については、予算、人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務などの同一、または類似の事務事業の統合や、旅費、給料等に関する事務の集約化などにより、事務事業の抜本的な見直しを計画的に行うとともに、適正な組織体制、人員配置となるよう積極的、計画的な組織の合理化、一層の定員管理の適正に努めることとあります。

行財政改革全体をとらえると枠が広がりますので、また今後の行財政改革推進委員会の進捗状況にもよると考えます。今議会では定員管理の適正化計画について、奥山町長の基本的小考えをお聞かせ願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

尾上議員のご質問にお答えします。

行政改革大綱についてですが、総務省から平成17年3月に、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が示され、この指針のなかで行政改革大綱の見直しと、集中改革プランの策定、公表を自治体に求めています。

紀北町といたしましては、新たな行財政改革大綱を策定する必要あり、大綱を策定するにあたっての本町の取り組み体制といたしましては、助役を本部長とする役場内で組織する紀北町行財政改革推進本部と、民間の方で構成する紀北町行財政改革推進委員会の2つの組織を、本

年1月に立ち上げております。行財政改革推進委員会ですが、本町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査、審議していただくために、町内の民間の方8名をお願いいたしまして、これまでに会議を3回開催していただき、熱心なご審議をしていただいております。今後、数回会議を持っていただき、4月中には審議内容を取りまとめて私に答申していただけるものと思っております。

この答申内容を踏まえ、役場内で組織する行財政改革推進本部において、国の指針と地域の実情等を考慮しながら、5月を目途に紀北町行財政改革大綱を策定したいと考えております。なお、集中改革プランにつきましては、本町は昨年10月に合併いたしましたので、平成18年度中に策定し、公表することになりますが、可能な限り目標の数値化を図った実施計画を8月を目途に策定したいと考えております。

続きまして定員管理の適正化計画についての、私の基本的な考え方について申し上げます。議員ご指摘のとおり、平成18年度中に退職者及び採用者数の見込みと、平成22年4月1日における定員目標を明示する定員管理計画を策定し、公表する必要があります。人口や産業構造等が類似する全国の他の団体の職員数等を比較した場合、本町の職員数が相当程度多いという状況にあるということ、また厳しい財政状況のもと国の指針である定員4.6%純減を上回る取り組みが必要であるということから、退職者補充のための新規採用者につきましては、地方分権の進展に伴って行政需要が増大するなかにあっても、相当思い切った削減が必要であるということを確認しております。

また、行財政改革推進委員会でのご審議のなかで合併による職員の削減は、委員皆さんの共通の認識であるとの報告を受けております。いずれにいたしましても、今回策定する定員管理計画の策定実施ということだけでなく、事務事業の廃止、見直しはもとより、施設の統廃合や民間委託の推進といった簡素で効率的な行政改革の構築など、町政の一般説明でも申し述べさせていただきましたが、行財政改革の推進は急務であり、最重要課題の1つとして取り組んでまいりたいと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

まず、行財政改革について再質問させていただきます。

行財政改革推進委員会と行財政改革推進本部、二通りあるようにお聞きしました。それぞれの役割について、またどのような関わり方で進むのか具体的にお話をさせていただきたいと思

ます。例えばですね、本部でたたき台を作成し、委員会で審議してもらおうと、このような形なのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行財政改革大綱推進委員会と行政内部の行財政改革推進本部、その役割分担についてですが、行財政改革大綱策定・実施するのが、行財政改革推進本部の主な役割でありまして、この大綱を取りまとめるのにあたり、町民の方々のご意見を拝聴する必要があるとの判断に立って、私のほうから行財政改革推進委員会に諮問をして、答申をいただくということで進めております。それぞれの会議におきましては、事務局であります総務課を通して情報の交換と意見の交換を行っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

今、答申等でやっていただくということなんですけども、行財政改革にはですね、最も必要なやっぱり危機意識と改革意欲、これらが必要と考えます。まず町長がですね、しっかりとした姿勢を示していただかなければ、委員会においてもですね、話が進まないことだと思います。そういうことで行財政改革の推進委員会のメンバーが民間8名と、今答弁いただきました。紀北町に対してのその委員の方のですね、現状認識はどうかということ、現在の紀北町の現状をしっかりと認識してもらうことが、大綱策定に重要であると私は考えますが、その点について町長はどのように考えますか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおりで、私の考えといたしましても財政の厳しいことは説明もいたしまして、議論のなかでもその度に厳しいことを伝えておるわけですが、具体的な内容の説明につきましては議会への説明を優先的に考え、まだやってはおりませんがですね、次回の委員会では説明してまいりたいと考えております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

そのへんがね、やっぱり大綱作成には大変重要な位置を占めると思っていますので、そのへんをしっかりと認識していただきたいと、そのように思っております。

ここにですね、旧海山町の行政改革大綱というのがあります。大綱作成というのはこれはなかを見てもそうなんですけど、やりたいこと、思いであり方向性であると考えます。これらを実行達成していくためには、具体的な数値を入れていく、そういうことで目標となり目指すものが見えてくると私は考えております。

8月に実施計画、集中改革プランを策定とのことですので、このへんですね、実施集中改革プランをしっかりと数値を入れて作成していただきたいと思っております。これ私の希望でございます。またそれを見せていただきまして、また今後の一般質問等で生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと定員管理なんですけど、所信表明での基本的な考え方で、町長はですね、事務事業の見直しによる効果的な行政運営、健全な行政運営の確保、組織機構の弾力的見直しと連携強化、これらはですね、職員の定員にも密接に関係してくる課題だと私は考えます。所信表明でですね、職員の抑制や削減に触れていない。私はこれ大きな問題だと思っておりますので、この点について少し気になったのですが、町長の見解をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のように一般説明におきましても、職員の育成と削減というその表現は使っておりませんが、重点項目の5つ目に、行財政改革の推進を上げておりまして、このなかで紀北町の将来を考えた場合、徹底的な行財政改革は必要不可欠であると、さらには基本的な考えのなかに組織機構の弾力的な見直しと連携強化、職員の意識改革を上げさせていただいております。こうしたことのなかで議員ご指摘の点につきましても十分認識をいたしまして、努力してまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

ここはね、そういう含みを持っているというのは私も十分所信表明のなかでも感じたんですけども、やはり私としてはですね、このへんがやっぱりもっとしっかりと文書化されたものを

していただきなかったという思いですね、はい。

それですね、この住民の抑制削減についてはですね、電子自治体が現在推進されて、政府の方針もですね、ITからICTへと変わってきて、いつでも、どこでものユビキタス時代が、社会がきております。これはもうもちろん職員の、例えば今、海山区、紀伊長島区と距離は離れておりますが、これらをうまく活用することによって、職員の抑制要因ともなると、それが1つ考えております。

また、指定管理者制度の問題の職員配置もですね、必要性がなくなる部分があるのではと考えております。これまでもですね、社会福祉協議会への出向が1名減となっておりますし、旧海山町でのごみ収集業務などが委託がありました。このようなことからですね、職員減数の要因になると思う。多々こういった要因があると思うんですが、この点について町長どのようにお考えですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘なされたように指定管理者制度等もですね、今後はどうしても考えて、避けて通れない問題でありまして、そのへんもですね、おっしゃることをよく頭に入れてですね、対応してまいりたいと思います。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

これはね、もうしっかりと対応していかなければいけないことだと思います。また、この所信表明のところですね、町長が職員の意識改革ということをおっしゃっております。私はですね、今現在、紀北町の職員の潜在能力は大変高いと考えております。まだまだこの個人的な能力伸ばしていけるものだと思っております。それにはですね、環境が大事で、しっかりとした環境をつくっていかなければ、職員は私は育っていかないとこのように思っております。

職員のなかにはですね、現在の業務のあり方や環境に対するじれったさを感じている職員もおります。これは私も個人的にも聞いております。民間企業の感性を育てていく、そういったなかで公共性を保持していく、こういう考え方が大事で、こういうことをやることによって、職員削減もできると思います。これには町長部局の皆さんのですね、姿勢が大事だと思いますが、この点について町長いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のご指摘されることには私も同感でありまして、以前よりこの公務員の意識が行財政改革を進めていくうえで非常に重要であると言っておりますし、今、景気は上向いたとは言えどもですね、血の出るような民間企業ですね、競争原理が働いております。そのことも職員はよく受け止めてですね、今後、自分が持っている潜在能力を引き出すように、私も努めてまいりたいと考えてます。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

最後になります。どんどんですね、私まだ職員の能力というのは持っていき方で伸びると思います。もうエリートばかりです。もう最近入っている方なんかね特に、すごい競争率を通り抜けてきているわけですから、是非ともこれ執行部の姿勢がここにかかわってくると思うんで、よろしく願いいたします。

それで最後なんですけど、答弁のなかではですね、思い切った削減が必要で、行財政改革の推進は急務であるとおっしゃいました。そうってですね、梅は寒苦に耐えて清香を発し、人は艱難にあたって後成功するとおっしゃいましたね。私もそのとおりだと思います。今そういった大変厳しい時代で、これを乗り越えることによってこの紀北町がどうなるかという瀬戸際だと思います。

ですから、この合併後直ちにということが大変大事になって、この町長任期のときが一つの町としての体制や基盤づくりにとって、本当に大事な時期だと思います。そのためにも実施プラン、しっかりとした計画を立てて行財政改革を行っていただきたいと思います。

まず小さいことでもですね、今できることからでも直ちに実行していただきたいとそう思うに思います。そのためにはやっぱり意識を改革してですね、あらゆるものにその意識を張りめぐらしてほしいと思うんです。些細なことだと思ふようなことから取り組むには、やっぱり意識が末端まで通じてないとですね、それはできないことだと思います。大きなお題目をいくら唱えても行政改革なんてとてもできないと、私そのように思っております。

ですから職員をですね、きちんとかう適正に配置したり、人数を抑制しながら職員の能力アップ、まずこれがなければ職員を削減すれば公共性が失われると思うです。やっぱり民間が1

であれば、公共は 1.2 なりの公共の保障というものがないと、やはり先ほど同僚が言われたコンプライアンス法令遵守などについてもですね、やっぱりそこはやっぱり欠けてくる部分が出てくると思う。ですから私民間のやり方をすべて、この公共にね、行政に入れるのかどうかという問題は、私は疑問も持っておりますが、そういうものを補完しつつ能力を伸ばしていただきたいと、これはもう職員のですね、適正な数値にもつながってくると思います。以上です。

議長

これで尾上壽一君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。午後は 1 時から開会いたします。

(午前 11時 55分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、3 番 東清剛君の発言を許します。

3 番 東清剛議員

議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず 1 問目、レク都市熊野灘臨海公園片上池・城ノ浜地区の整備計画についてお尋ねをいたします。

熊野灘臨海公園は昭和44年、全国で最初のレクリエーション都市の指定を受けております。その地域は伊勢志摩、吉野熊野国立公園の間に位置する旧海山町、旧紀伊長島町、現在の紀北町であります。降り注ぐ太陽、豊かな緑、きれいな水に恵まれたところで、余暇を楽しく過ごせるような施設整備を行い、地元はもとより他の地域からの入込客によって地元の活性化を図る趣旨のもと、熊野灘レクリエーション都市計画が策定されております。数多くの施設整備、環境整備が実施されておりましたが、いまだ道半ばだと受けとめております。この整備事業の財源は国50%、県40%、町10%で大変有利な事業だと受けとめております。18年度の当初予算のなかに整備事業の負担金として13,000千円が計上されておりますが、どのような計画なのか

教えていただきたいと思います。

続きまして2問目、公共事業における用材林の伐採補償単価についてのお尋ねをいたします。土木建設工事、林道工事、災害復旧工事等で発生する支障木の補償単価について、どこの標準単価を基に積算されているのか、またその単価はどのような基準でどのように決定されたものなのか、またどこの範囲の地域を対象にして決められた単価なのかをお尋ねいたします。

あとの質問は自席にて行います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東議員のご質問にお答えします。

熊野灘臨海公園は昭和44年に都市計画決定された大規模公園で、昭和45年から人間と自然の調和、地域社会との協調、秩序ある開発を基本理念として公共民間協力方式により事業を実施し、本町の大事業として進めてまいりましたが、バブル経済崩壊以後、社会経済環境の変化、規模が大きいことによる整備の長期化などを理由に、いずれのレクリエーション都市においても当初の計画を見直しながら整備を進めております。三重県においても平成13年に三重県公共事業再評価委員会から、大規模な公園整備は整備に長期間を要することから、社会経済情勢の変化を的確にとらえ再評価を行いながら進めること、計画立案、公園の維持管理には地域住民の意見を考慮しながら検討を行うことなどの指摘を受けたことから、平成14年度から平成19年度の5カ年間の基本計画を作成することになりました。

基本計画の検討にあたっては公園の利用が促進されるようなソフトプログラムを検討し、それにあわせたハード整備計画を検討することとなりました。検討にあたっては学識経験者、地域住民代表、行政担当で構成し、熊野灘臨海公園基本計画検討委員会を組織し、基本計画の素案を作成いたしました。片上池地区においては木製デッキ、釣り桟橋、野鳥観察等、また城ノ浜地区におきましては黒潮街道、健康温浴施設等の施設整備の基本計画が策定されたものでございます。平成18年度におきましては池周辺の木製デッキの設置を検討しておりますが、整備にかかる優先順位については今後、住民検討委員会の意見を聞きながら、整備を進めてまいりたいと考えております。また、平成14年に作成された基本計画については平成19年度に開催される公共事業再評価委員会で再度審議されることとなっております。

次に2番目のご質問についてお答えいたします。

公共工事にかかる用材林の伐採補償単価については、中部地区用地対策連絡協議会において

損失補償基準算定標準書が監修され、毎年4月に社団法人中部地区建設協会から発行されており、補償単価の根拠には管理費、素材市場価格等その項目がきめ細かく定められております。事業に必要な用材林の取得補償単価及び事業で必要でない用材林においては、伐採補償単価と分類されております。平成17年4月発行の単価表では取得補償単価は林齢1年生から胸高直径18cmまでは、スギの単価がヒノキの単価を上回っておりますが、19cm以降はヒノキの補償のほうが高くなっております。伐採による補償を行う場合には先方伐採、当方伐採等に分けて単価が示されており、林齢1年生から胸高直径29cmから30cmまではスギの補償がヒノキの補償より高くなっておりますが、それ以上はヒノキの補償のほうが高くなっております。

当地域の木材は柱にしたときは赤みが多く、色つやがあり、年輪が細かく剛性があり、芯持ち柱材として独特の尾鷲ヒノキが生産されています。関東大震災時に尾鷲ヒノキの柱材家屋が倒壊しなかったことから、一躍その名が全国に知られることとなりました。単価表の見直しについてはこの地域に合った見直し方法を尾鷲市にも呼びかけをして、ともに三重県知事等に要望をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

町長の発言、なかなか前向きな発言、私聞いてない分までしゃべっていただきましてありがとうございます。皆さんのお手元に計画書、担当課から配付させていただいたんですけども、片上池と城ノ浜地区の計画書です。私はここで問題にしたいのは私の地元であります片上池についてでございますけども、片上池ね、片上地区というのは東紀州の玄関口でありまして大変重要な地域でございます。平成16年7月に世界遺産に登録された熊野古道のツツラト、荷坂峠を訪れる人の数もどんどん増えまして、その途中やっぱり道の駅、これはもうギョルメクラブの努力によりまして道の駅マンボウに立ち寄る方も段々多くなっております。

その立ち寄った人たちがこの片上池をどのように見ているかということで、やっぱりこれは一周したらどうなんやろ、そういう気持ちを起こさせる。せめて対岸まで行ったらどうなんやろ、そういう気持ちをね、起こさせるような施設がやっぱり片上池全体一周ができるようなコースをつくってあげるのが、やっぱりこれからの受皿として必要でなかろうかと私は思っております。対岸にはこれ野鳥、特にカモですね。これの飛来が大変多くて、それでもう野鳥が随分とやっぱり生息しているような状態でございます。そやもんで古道を訪れたお客さんにもね、そのカモのやっぱり自然の姿を見せてあげるのいいのではないかと思うし、またここにはね

2つの白龍さんというんですけども、水難事故からの防止をするための氏神さんが祭られておりまして、そういうのもやっぱり売りの対象になるのではないかなと思っております。

また、休憩にしても飲食の施設もございまして、これはもうせめて対岸まで行けるようなね、一周とは言いませんけども道の駅から対岸まで行けるような施設、それはやっぱりこの一番問題になるのがこの東側、荷坂側、この図面で言いますと右側ですね。ここが未整備の護岸で通行がなかなか不可能なんです。ですから私この計画見たときから特にここだけを整備、自然護岸のような格好で整備していただいて、遊歩道を設置していただきたいなと思っておるんですけども、また町長のさっきの答弁ですけども、優先順位についてはまだ決まってないようなものですからね、これはやっぱり将来これは長島の片上池を考えると、大変重要なことになるんじゃないかなと思ひまして、町長にお尋ねしておるんですけども、どうですかね町長、一番最優先でここをやっていただくような格好、これももちろん県工事なものですからね、そうかてこっちもやっぱり10%の負担金持ってやって、もう当然紀北町のための施設ですから、そのへんのちょっと感じ方をお答えいただきたいと思ひます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃられるのは、この片上地区のですね、この図によっておっしゃった右側の、つまり今の駐車場から郷土の森に至る道路だと受け止めておりますが、この地域はまだ用地買収等が出されていないと聞いておりますが、県のほうに、特にですね、議員の意向も含めてですね、お願いをしてまいりたいと思ひます。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

どうも前向きな発言で、もう1つ用地に関してはどうなんですかね。やっぱり池は多分は官有地だと思うんですよ。県有地ですか。だったら県有地だったら問題ないじゃないですか。隣接は協力していますよ、それ。もうすでに大半が埋まっておるんですよ、あそこはやっぱりね。だから護岸さえすればもうやっぱり有効活用できるような土地も出てきますしね、ですから是非ともそこは取り組んでいただきたいと思ひます。片上池についてはそのようなことで、これは一番の要望でございますので、よろしくお願ひいたします。

それで続きまして城ノ浜地区ですが、今一番ここには図面ありますけども、町長もいろいろ

と発言されておりますので、今のところ財政の問題もありますので、あまり触れるような状態ではないし、もう1つはこの隣接でね、ここやるにはやっぱり野々瀬、多田ヶ瀬、これ大きな範囲でもちろんやる。公園用地には指定されてないですけども、これはもう全部それを含んだもんで取り組みは必要だと思います。

そこでですね、今行われております、水谷建設によって行われております土砂採取の進捗状況と、いつごろ完了するのか、また当時いろいろと協定されたこともあろうかと思っておりますので、そのへんを今度合併になって海山町の方もご存じないところがあると思うので、皆さんに教えていただけたらと思ひまして、よろしく願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

野々瀬の土砂につきましてですね、かいつまんで申し上げさせていただきますが、ご承知のように平成17年6月1日から3回目の申請を県にいたしまして、これが19年5月31日の期限の認可をいただいたということであります。その間ですね、業者のほうでは予定の528万㎡を全部出させていたきたいということで努力しておりますので、一層業者のですね、今後の営業等に期待を寄せているところであります。もし答弁漏れがありましたら申してください。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

野々瀬については、あと許可の認可の範囲は14ヵ月ぐらいですよ。それで今町長土量を答えられました。残土量はどんだけでした、200万㎡。だからあと残土が328万㎡、これは相当厳しい量だとは思いますが、そのへんはもう企業の努力によってね、どこまでやれるのか。

もう1つ、あと残地、完了後のね、土地のことについての取り決め等ございましたら教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

最終跡地の面積は平坦地で、大体7万7,000㎡あるということが大体予想されます。その7万7,000㎡は町のほうへ寄付採納されてですね、その開発についてはレクリエーション都市事業の考え方の延長線上でやるということ、これまで申してきております。その内容につい

てはですね、緑地公園として芝生公園だとか、これはサッカー、ラグビーのスペース確保というふうに一応なっておりますけれども、駐車場は70~80台の収容、それから給水施設、これは散水栓だとか水飲み場ですね。それから散策路、幅員が2ないし3mぐらいの散策路、それから植樹、中高木植栽をしようということ、それから照明施設、防犯灯、休憩施設及び導入道路を整備すると取り決めにさせていただいております。これはあくまでも概して申し上げたところです。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

なかなかこっだけ整備していただいて寄付していただければ大変結構なことで、ただそれがいつになるかというのが、また問題になるんでありますね。328万㎡いつまで出すのかということなんですけども、認可を出す県ともいろいろと協議されて、業者さんにね、もう早期完了をお願いしていただきたいと思います。

続きまして伐採補償価格についてですね。先ほどね議長にお許しを前もっていただいたんですけども、配付させていただきました単価表、当方伐採なんですけども、これを見ていただくと人工林、用材林伐採補償標準価格、当方伐採というのがありまして、スギと人工林のなかでスギ、ヒノキ、マツとありますが、左側が胸高直径、そのなかでスギとヒノキ、これはあれですけども10cmか11cmかな、見やすいところというと、胸高直径11cmのところを見ていただくと、スギが2,470円、ヒノキが1,970円、500円ヒノキの方が安いんですよ。それでまた20cmですと約990円違うんですよ、これ。4,200円と3,210円、これね尾鷲地方、これ尾鷲林業やっておる、ものすごい不思議な感じなんです、これだけ違うというのが。紀北町、特に紀北町と尾鷲市は尾鷲林業、そして尾鷲ヒノキのあれですよ、密植集約林業というて植栽本数にしても約800から1,000本、多いと1,200まで植えてますよ、本数。

そのなかで下刈りも5年ほどはずうっと続け、枝打ち、それから除間伐がものすごくこう約伐期まで10回ぐらいやると思いますよ。そのようにして手をかけたヒノキ山なんです。それがやっぱり年輪の緻密な材ができ、先ほど言われたんでね、私も赤みのあるところね、そうやって認識してもらっていいんですけども、それがスギと比べて安いというのは何なのかなというのが、私の率直な疑問です。またこれはこれをね、この単価表の決め方ですけども、これはどの地域を対象にされているのかと、何県を同じような括りで補償単価を決めてらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この何県かというのは長野県、岐阜県、三重県、愛知県、静岡で県を対象に、中部地区用地対策連絡協議会からこれが出ております。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

中部5県と言われると、東海5県ですか。東海5県となるとものすごい範囲ですね。これを同じような格好の施業形態が違うところのものをね、同じ単価でやってられるというのはどうもふに落ちんです。私は価格についてはそんなに問題は、そこはあれですけども、ヒノキとスギの違いというのはどうもあれなんですよ。納得いかないんですよね。

そのへんで今後ね、私ども林業関係者としてどのようにこの問題を要望なり、扱っていかねばならないかということで、なおさら今後、ちょうど始まってるのが高速道路のね、用地交渉が始まるんで、そのへんも含めましてこれ森林所有者、なおさら今林業悪いなかでやっぱり長時間かけて売却、伐期まで50年、60年かかった木を伐るわけですから、その途中でね、伐ってしまうところがあるもんですから、森林所有者に不利益にならないような格好のことで、尾鷲市さん、尾鷲林業地内ね、尾鷲市の方ともやっぱり協議されてねこのへんは、知事にやっぱり直接ものを言っていたかかないと、なかなか難しいと思うんですけどもね。とにかくこのことに関して私は質問していますけども、私のところは全く高速道路関係ないもんですから、それだけは誤解せんようによろしく願います。そんなところでちょっと取り組みだけをご回答ください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほど申し上げたように、尾鷲ヒノキとしての材はかなり評価が高いという認識であります。それは議員も同様であって、ご納得がこの単価表ではいけないということでもあります。よく私も理解するところですが、この単価表の見直しについてはですね、その地域に見合った見直し方法を尾鷲市長等々とともに呼びかけをいたしまして、ともに三重県知事に要望していくのが筋ではないかと思えます。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

よろしくをお願いします。それで単価の決め方ですが、その地域にあった小さい範囲での、基はこれでもいいんですけどもね。それに加減をするような格好の評価、付け方をさせていただきたいと思います。そんなことでよろしく願いいたします。

それであと最後にですね、町長にお伺いしたいんですけどもね。紀北町の活性化のために何をアピールするのが一番いいのか、このへんを一つ教えていただきたい。何をアピールしたらこの町のために一番活性化になるのか、そのへんを教えていただきたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この地域はですね。1,000人規模の工場誘致というような土地が、フラットな土地がなかなか得られにくい。しかしながら豊かな自然がいっぱいあると、新鮮な野の幸、それから海の幸があると、それから新しい空気があると、そのような環境を訴えながらですね、熊野古道が世界遺産になったことも訴えながら、この地域の活性化を進めていくのがいいと思いますが、一次産業の活性化も重要であります。それからその大規模な工場誘致だけではなくて、100人程度でもですね、200人程度でも結構で、その土地に見合った産業の適正化を勘案しながらですね、若者の方たちもこの地域に残れるように配慮すべきだと思います。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

確かにね、町長のおっしゃるとおり、ただ今後、やっぱり財政がどんどんやっぱり厳しくなると思うんですね。そのなかでやっぱり地場産業、もちろん一次産業あります。もう1つは二次産業やっぱり建設業、製造業、その人たちのためにもやっぱり公共事業がある程度取り入れて、やっぱりこう一番財源的に有利なやつを取り入れて、やっぱり活性化してもらわないとどんどん小さくなってしまわないかなという気がします。これは最後の私の要望でございますので、これ要望しまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

これで東清剛君の質問を終わります。

次に、7番 平野隆久君の発言を許します。

7番 平野隆久議員

ただいまより通告に従いまして、町長が今定例会初日の冒頭に述べられた町政一般説明の所信表明についてお伺いしたいと思います。

紀北町が誕生して、早5ヵ月が過ぎました。いまだ町民の方々にとって実感の薄いところは否めませんが、町民の方々の願うところは「合併したら以前よりも住みやすい町になれるんだ」という気持ちに尽きないと思います。ところが3月4日の某新聞記事にも載っていたように、町長は記者会見の席で「18年度の一般会計の当初予算は、85億 8,111万 2,000円であり、合併経費や災害復旧費など特殊要因を除くとほぼ前年度並み、合併しても財政は厳しく、基金をほとんど取り崩した」とコメントしております。

なかでも一般家庭で言うならば、何かのときのために貯めてある貯金のような財政調整基金は、17年度末で6億 768万 1,000円であったが、18年度繰り入れ金額で5億 4,964万 9,000円取り崩し、5,803万 2,000円しか残らない状況であります。今定例会の予算説明の際の町長答弁では、17年度の不用額を基金に積み立てたいと言っていたものの、多くの期待は持てないものと思われまふ。今後も少子高齢化に伴う町税の減収、三位一体施策による地方交付税の減額が想定されるなか、町財政運営がますます厳しくなることは否めまふ。しかし、明るい未来を期待している町民の方々のために、できるだけ町民の負担を軽くして、精神的にも豊かなまちづくりをお願いしたいと思います。

このような状況のなかで、町長は所信表明において重点的な施策として、(1)安全安心のまちづくり、(2)産業の振興、(3)福祉の充実、(4)文化と教育の振興、(5)行財政改革の推進の5つの柱と、基本的な考え方として、住民参画によるまちづくりの推進、事務事業の見直しによる効果的な行政改革、健全な財政運営の確保、組織機構の弾力的見直しと連携強化、公正公平性の確保、職員の意識改革を掲げております。

私は毎年3月議会においての一般質問は、町長の所信表明に対するの質疑をしてまいりました。この所信表明というものは新たなる年度に対する町長の公約であり、町長の姿勢と決意を判断する材料でもあるとも考えております。ほかの施策も多々あるなかで、すべてにおいて遂行するには大変であると思いますが、また年度途中で諸問題が起き、難しい場面に直面することもあるかとは思いますが、少なくともこの所信表明に掲げたことに関しては、必ず遂行していただきたいと思ひます。まずはこの所信表明に対する町長の意気込みと決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。ほか議員の答弁と重複する部分もあるかと思ひますが、簡潔に答

弁をお願いします。

あと所信表明の内容の関連部分につきましては、何点かを抜粋し自席にて質疑をしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。

本町は議員ご承知のとおり、東海地震に関する地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に関する東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これらの地震による災害が危惧されている地域であります。一昨年9月には台風による豪雨災害により、多大な被害を被っておりまして、町民の安全と安心の確保に取り組むことが町の最重要課題であると考えております。

そこで大変簡潔にと申しましたので、いろいろ防災自助、共助とか、消防とかを細部に至って申し上げるのは自席でいいかと思えますので、その項目について簡単に申し上げてまいります。そのように住民が最も安心して平和に暮らせるようなですね、安全安心のまちづくりをやりたいと考えています。

それから、それに関連しましてもいろいろございますけれども、産業振興は当然これは財政の安定を図るためにはですね、産業を振興してですね、雇用を促進していくことが大変重要だと思っておりますので、これもあげさせていただいております。

それから福祉の充実については、もちろんこの福祉が充実していかないと、人々の生活が安定的で、しかもですね、老後においても少子高齢化の社会においてもですね、不安が募ってまいります。このことについてもそうですね、最新のケアというか配慮ですね、が必要だと考えます。

文化と教育の振興については、当然ながら次世代を背負っていかれる子どもたちの教育は、これまた重要なことでありまして、そういうなかで文化というのはいろんな各方面にございますけれども、かい摘んで言えば人間がそれぞれの分野における生活の一形態と、そのように私は受けとめております。それらをですね、より一層高めていってですね、平和な幸福な生活をしていく、それを助長していくための政策を打っていくということが重要であろうかと思えます。

以上、そのようなことのなかで行財政改革、最後に5つあげた、最後にです。これまで前者

議員の方々に申し上げてきたとおりですね。非常な財政的な窮迫が非常に厳しいと、この紀北町においても財調を5億4,000万円余を取り崩し、ほかの基金も取り崩して合計6億数千万円というふうなことで、やっと住民サービスを落とさないレベルのですね、85億8,511万2,000円という当初予算を組ませていただいたわけでございます。そのようなことで合併によって住民サービスが落ちないように配慮して取り組ませていただきたいと思います。

あとは細部に至って自席において、お答えをさせていただきたいと思います。以上です。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

どうもありがとうございます。決意のほどお伺いさせていただきました。頑張っていていただきたいと思います。

それでは質問について、関連についてまずお伺いします。まず最初に、安全安心のまちづくりについてですが、近い将来必ずあると言われている東海地震、東南海地震、南海地震の津波等の災害が想定されるなか、防災対策として町民自身の自助、隣近所で助け合う共助が大切であるというふうに述べられておりますが、紀北町になってからまだ防災計画が策定されていませんが、災害は今すぐでも起こる可能性があります。防災計画を早急に策定すべきであると思いますが、いつ出来あがるのか。また自助、共助において最も重要になってくるのが自主防災組織の充実であります。両区の自主防災組織の状況及び両区の連携体制についてお聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったように自助は、つまり自らが自らを助けていく、災害の初期段階においてはですね、それが一番適切であろうかと思います。共助というのは、隣近所の方々がお互いに助け合っていくということで、議員おっしゃったとおりでありまして、これから公助に入ります。その次の段階でですね、行政ができるだけライフラインを保持しようとして、共助をいたしてまいりたいと思います。

それから地域防災計画、紀北町のですね、計画の早期作成についてでございますが、計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する計画で、町の地域にかかる災害対策を各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命身体及び財産を災害から保護し、

社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とするものであります。現在、新町の地域防災計画を早急に作成するための作業を進めている段階でございます。

自主防災組織についてはですね、その組織を構成する方々には今後とも地域まちづくりのためにですね、一生懸命ご協力を願いたいと思います。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

防災計画のほうは今後、作業してということなんですが、いつごろできるという予定は、今の現段階では出ていないのでしょうか。また、自主防災組織なんですけども、旧紀伊長島町的时候には各地区の自主防災組織というのがあったんですが、海山町においても防災組織というのはあると思うんですが、同じような形態なのか。また紀北町となって連携する場面も出てくると思うんですけども、その連携体制についてはどのような協議がされているのか、その点についてお伺いします。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

地域防災計画の作成についてお答えをさせていただきます。

合併後、地域防災計画の作成をやっているわけなんでございますが、現在、詳細を調査も進めておりまして、町長から答弁ありましておりできるだけ早くということで進めておる状況でございます。最終的にいつまでというのはここではちょっとお答えしにくい部分もあるんですけども、議員おっしゃるとおり早急につくらなければならないというふうに認識をしておりますので、1日でも早くつくるように努力をさせていただきたいという答弁で、お許しをいただきたいと思います。順次地区等も回りながら作成ということもございまして、少し時間を要しております。その分少しご理解いただきたいというふうに思っております。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

自主防災組織の件でございますが、現在紀伊長島地区の自主防災組織が24ございまして、世帯数といたしまして4,515名、これが1月現在の数字でございます。また海山区におきましては22自主防災会ということで、世帯にしまして4,280世帯が加入をしております。

また、平成17年の7月25日に、海山自主防災会連絡協議会ということで、海山区のなかの自主防災組織が協議会として立ち上がってございます。また一方、紀伊長島のほうにつきましては、その以前に14年の8月の2日というふうにお聞きしておるんですけども、これも旧の紀伊長島町のほうで自主防災組織の協議会、同じ名前なんですけども立ち上がっております。現在この2つが別々で立ち上がっておりますので、今後、情報交換もありますので、できれば1つにさせていただくように今検討をしている段階でございます。よろしく願いいたしたいと思えます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

防災計画につきましては早急にということで、本当はいつまでにということでお返事をいただきたいんですが、諸事情もあって早急にということで、言葉いただきましたので、早急にできるだけ早くつくっていただくことを要望しておきたいと思えます。

それでは次なんです、リサイクルセンター施設管理事業という言葉が入ってますんで、関連でお伺いしたいんですが、リサイクルセンターの固形燃料が現在の1t当たり3,790円から、18年度に9,840円に値上げをする案が県から各市町に提案されているとの報道がなされましたけども、当町では現在3,400tの処理量で年間1,290万円の処理料がかかっております。

仮に9,840円となると年間3,350万円の処理料がかかると想定されます。RDF建設当時は補助金対象施設はRDFしかなく、処理料無料で受け入れると言いながら、その後3,790円の処理料となり、今度は9,840円との提示がなされました。言葉は悪いですが、これは押しつけ行政と言わざるを得ない。しかも事故を起こしたことに起因する施設の強化や、人員の増加等により一層の安全対策にかかる経費や、収入減の売店価格の見込み違い等が処理料値上げの一因であるとの教育民生常任委員会での説明を受け、事故責任を市町に押しつけるやり方に対して、素直には納得できないものがあります。

町長にはこの値上げには、他市町と共同して断固値上げに応じずという姿勢を貫き通してもらいたいと思えます。この件に関して町長の決意をお聞かせ願いたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

状況としましてはRDFの運営協議会においてですね、紀北町も理事として参加しておりま

す。おっしゃるとおりでそのようなこの議会の質疑に前者議員にも申し上げたとおりですね、今の水準でいきますと42億 8,000万円という赤字が出てくると、したがって、そのうちのこれまでの17年までの赤字分として10億 8,000万円は県が支払ってくれると、あとの32億円をどうするかということが大きな問題となります。このままストレートにですね、市町においてはですね、飲むわけにはいかない。そこでどのようにするかは今後の協議を待つほかないんです。しかしながら、議会の皆さまをはじめですね、町民にも納得がいけるような価格の決定というものに向けてですね、努力したいと思います。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

それについてはよろしく願いいたしたい思います。

それでは廃棄物の不法投棄の監視についてなんですけども、旧長島町では郵便局に協力をお願いしていましたので、紀北町となり海山区の郵便局にも協力をお願いしているとは思いますが、最近の廃棄物等の不法投棄の状況について教えていただきたいと思います。

議長

山本管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。先ほど議員が言われました郵便局との覚書の締結でございますけれども、旧の紀伊長島町の時代にですね、平成13年でございますけれども、旧の紀伊長島町内ですね、4つの郵便局と不法投棄の情報提供に関する覚書というのを交わしてございます。これにつきましてはですね、郵便局員が業務のなかで公道ですね、国道、町道、県道その周辺で不法投棄を発見した場合、町に報告していただいて、それを町のほうが回収すると、または監視するという内容のものでございます。

それで海山町につきましてはですね、この協定といいますか覚書は現在締結されておりません。

それですね廃棄物の回収の状況でございますけれども、16年、17年の実績から見ますと、大体年間ですね、2カ年で家電4品目、これは家電リサイクル法の対象のものでございますけども、これが大体40台ぐらい。その他ですね、タイヤに関しましては数10本、またその他可燃のごみですね、そういうものも年間ですね1 t程度回収しております。以上です。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

その40台、郵便局の情報提供で把握した廃棄物等にあったかということについては、どうでしょうか。

議長

山本管理課長。

山本善久環境管理課長

この家電のですね40台につきましてはですね、主に町職員が環境パトロール等で発見したものでございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

わかりました。ただ旧長島町のときには郵便局にお願いして、また今後のこともあると思いますんで、海山区のほうでももしお願いできるものならば、郵便局のところにもお願いして協力していただけるような体制を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続いて産業振興についてですが、木材住宅建設支援制度の実績についてお伺ひいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この木材住宅建設に対する支援制度の利用状況といたしましては、合併前の海山区内でこの2年間に66棟の木造住宅の建築があり、そのうち30棟が対象となっており、地元材利用率が45%となっております。なお、この支援制度は合併と同時に、紀伊長島区にも広げて実施しております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

先ほどの議員の質問にもありましたように、地元材はやっぱり今こういう木材景気、不景気のなかなので、特に地元材の使用のことは、今後とも努力していただきたいと思います。

すんで、よろしく願いいたします。

それでは続きまして新規事業の旧桂城中学校の体験型イベント交流施設についてお伺いします。17年度に1,000万円をかけ現在改築中ではありますが、今議会において議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント条例が上程され、18年度当初予算に維持管理費として278万6,000円が計上されております。先日産業建設常任委員会においても現場を視察されたと聞いております。私も昨日現場を見てまいりまして、それほど老朽化した建物ではないように思われましたけども、中学校の建設年度はいつだったのか。耐震設計にはなっているのか。またグラウンドが利用客の駐車場になると聞いておりますけども、昨日の状況は12日に確か雨の降った後なので、グラウンドが随分ぬかるんだ状態でありました。これでは雨のときの利用客の駐車場使用は無理と思われそうですが、その場合はどのように対処するのか。

また、条例案上程の際の担当課長の説明では、想定利用数は600人で、見込み人数は2,000人との説明でしたが、想定人数600人、見込み人数2,000人の根拠をお聞かせください。

また、利用料はほか施設を参考にしたと言っておりましたが、参考にした施設はどのような施設だったのか。今後年間の維持管理費を捻出するためには、単純計算で最低300人の入込客が必要であります。林業体験、事業体験をあわせるということで誘客するとのことですが、具体的な計画と関係機関等の話し合いはどのようになっているのか。

以上、6点についての答弁をお願いします。

議長

広瀬海山総合支所産業振興課長。

広瀬栄紀海山総合支所産業振興課長

ただいまの質問にお答えいたします。建物に対しましては校舎が昭和57年、それから体育館が58年の建設になっておりまして、平成11年度に変更しましたので耐震は行っておりませんけども、一応鉄骨で頑丈なものだと思っております。

それからグラウンドの件なんですけども、これ当初、学校として存在しておりましたときには、クラブもやっておりましたし、ちょうど運動もやりましたし、グラウンドは前日雨降っても明るく日使えるというような状態でしたけども、休校になってからやはり草もね、手入れがしてないということで草が生えてきて、ご存じのようにぬかるんでいるようで状態なんですけども、これは予算もありませんもんで担当課でなんとか自分らでそれらは直していきたいと思っております。

それから料金設定のことなんですけども、これいろいろこちらで考えまして、あの施設では

もう 3,000円以上 1泊で取れんやろということで、そういうことで課で決めて設定しております。それから利用者人数の件なんですけども、これはあくまでも計画人数が平成20年度で 650人ということを計画はしております。以上でよろしいですか。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

それでは、まずグラウンドの駐車場のグラウンドの件なんですけども、その手入れについては僕も見てきたんですが、草が結構茂っております、なかなか手入れをせんことには駐車場には使えないなと思うんですけども、当日利用客がされているときに、当日雨が降った場合、雨のときないと言えそうなんですけども、雨の場合でも、来たときに雨が降ってくる場合もありますんで、雨のときのグラウンドの乗り入れというのは難しなると思うんですわ。そのときの対処をどうするんかということと。

あとどのような施設を参考にしたのかということなんですけど、これは確か課長答弁で、ほかの施設を参考にした金額設定ということで説明されていると思うんです。今の時点では課で相談して決めたということなんです。そこのところ食い違ってますんで、どちらが正しいのか、もう一回聞かせていただきたいと思います。

あと想定人数 600人ですか、それは見込み数 2,000人と確か言われたと思うんですけど、その 2,000人とか 600人ということの根拠を教えてくださいたいと思います。多分それは先ほどちょっと1つ答弁漏れあったんですけども、林業体験、漁業体験で誘客をするという話を聞いているんですけども、これについては具体的な計画、その例えば 600人を入れるための林業体験、漁業体験をあわせた具体的な計画があって想定人数なり、見込み人数を出したと思うんですわ。だからそこらへんの具体的な計画に基づいたその計画はどのようなものだったのか。

また、そのための林業関係、漁業関係者との、例えば話し合いですよね。そこらへんはどうなっていくのか、それについてもう一回お願いします。

議長

海山総合支所広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀海山総合支所産業振興課長

グラウンドの件に関しましては体育館の横をです、砂利を敷いて、そこだけまずは駐車場にして確保したいと思っております。中はなかなか直りませんと思えますんで、ちょっと時間をかけてやらな駄目だと思いますんで、駐車場としては体育館などへちょっと砂利を敷い

て駐車場としたいと思っております。はい。

それから先ほど言われた人数のことなんですけども、当初企画課で計画いたしまして、それで今度始めました交付金事業じゃなかったんですけども、去年17年の年度から交付金事業と変わしまして、元気な交付金づくり事業ということで計画しました。それで一応最終目的は課長言った2,000人ということもあったんですけども、その年度計画5年計画になりますので、一応650人ぐらいかな、20年で650人ほど、それで段々段々増えていって2,000人ということで予定はしております。

それから漁業体験とか林業体験は、当然速水さんとかお願いせんなんですけど、組合とかお願いせんなんですけども、そういうことを当然やって、今でも遊びの達人体験でやっておるんですけども、そういうことは当然やっていかななくてはならないと思っております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

こういう施設をするときに、ある程度こういう施設をつくって、大体どのような人数に使っていただくかということ弾くわけなんですけども、割とこういった施設に関しては見込みが甘い場合が結構ありますんで、今それでその点についてきちっとした数字、具体的な計画に基づいた人数が出ているのかという思いで質問したんですが、あんまりそこらへんのところが具体的計画がされてないと、ただ大体これぐらい入ってほしなというような人数設定になっているのかなという感が伺えたんですが、やはりこういう公共施設利用していただいて、やはり地元も町もいろんな方たちが来ていただいて活性化するということなんです。あんまりその大体の数字を出して、やっぱり無理やったわという話にならないようにすべきことだと思うんです。

それと、今先ほどこの上程案のときにも確かにその林業体験、漁業体験で誘客するという話を伺っていたんですが、今聞くと、まだ話していないと、今後、話していくというんですが、これはやはりこのもっと前にね、林業関係者、漁業関係者等とこういうふうに誘客して、こういう体験をしていただいて、こういう経験をさせていただくために、こういう施設を建ててやっていくんだということがまずありきで、この計画があり、また上程案が上程されてやっていくのを、結局18年度にも維持管理が出てきてやるんで、今の段階でまだこれからというのは少し僕はおかしいじゃないかなという気がするんですけども、今現在でやってないということなんですけど、そこらへんのところも含めてもう一度ちょっと答弁をお願いしたいと思うんですが。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

平野議員のご指摘は非常に適切であると思います。しかしながら、全体的にですね、この地域の入り込み集客をですね、促していこうとしたときには、ある筋からではですね、総合的に宿泊施設の少なさが指摘されております。それも含めてですね、こういうことを、こういう事業をさせていただいたんですが、今後、これが重荷とならないように、まあできるだけ 100%に近い活用ができるように努力してまいります。その林業体験、漁業体験にしてもですね、その団体の方々に今後、よく相談しながら協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

先ほど申しましたように、こういうことをやることに関しては、やっぱり順序というのがあると思いますんで、今後、気をつけてやっていただくということで、今はこの件に関しては町長からもこういう答弁を受けましたんで、今後、鋭意努力して、頑張っってこの施設が有効に活用できるように努力していただきたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて「観光機関の一体化を図り、多くの観光客が町内に訪れる仕組みづくりに努める」というふうに述べておられますが、具体的にどのような機関を、どのように仕組みづくりしていくのか、答弁をお願ひしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

観光サービス機関の一体化と仕組みづくりに関しましては、町内には個々に素晴らしい観光資源がありますが、町全体としてのイメージが薄いように思いますので、情報発信の一本化、マネジメントの確立が重要な課題ではないかと考えております。そのため、現在紀伊長島観光サービスセンターと海山町観光協会の統合を進め、観光産業の育成を図り、観光資源の発掘に向けて努力していきたいと考えているものでございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

今、町長から答弁いただいたように紀北町として一本化して、きちっとした情報を提供していただくと、それとあと古道客の誘客も含めて、やはりその世界遺産に認められた古道というのが1つの目玉になると思いますんで、その点をいかに町内紀北町に誘導していくかということを目玉として、一本化に努力していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして福祉の充実ですが、障害者自立支援法の成立によるサービスの一元化に伴う18年度からの紀北地域障害者福祉計画についての内容説明をお願ひしたいと思ひます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

次世代育成支援対策地域行動計画というなかでですね、そういう計画のなかでは、この町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標をですね、総合的にこれは定めておるんですが、紀北地域の障害者福祉計画についてはですね、この計画は尾鷲市、紀北町にわたる紀北地域の障害者施設に関する基本計画でございます。

この計画書は平成11年に策定されたものでありまして、計画の期間は平成12年度から22年度になっております。今回障害者自立支援法の制定によりまして、見直しの必要があつてですね、平成18年度におきまして見直し、策定するものでございます。計画の年度は平成19年度から22年度までの4年間となります。計画書につきましては尾鷲市と共同で作成をいたしましてですね、策定委員会ワーキンググループの設置、またアンケートの実施や各種障害者団体等との意見交換なども予定をしております。以上でございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

ありがとうございます。障害者の福祉計画、充実した計画にしていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして文化と教育の振興について、「障害児学級や普通学級に在籍する介助を必要とする児童生徒のために介助要員を配置します」とありますが、先日紀北中学校の卒業式に出席した際、答辞を卒業生が述べていたなかで、障害児の同級生が亡くなったことに触れ、その子に会えたことに感謝し、ともに過ごした学校生活の喜びを語り、また写真にて参列したその子の

名前が呼ばれたときには、大きな声でクラス全員が返事をしたり、お互いが向上しあい、分け隔てなくすごした学校生活が目には浮かびました。児童の素晴らしさに感動を覚えました。これが本当の教育だなというふうにつくづく感じました。

今後も健常者と障害児が分け隔てなく、ともに学べる環境づくりに努力していただきたいと思います。このことに関してできましたら教育長に答弁をお願いしたいと思います。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ただいま平野議員からお話がありましたが、ご承知のように障害児教育につきましては、今県も力を入れておりまして、県下に14の専門の学校がございます。障害者用の症状に応じた専門の学校がございます。ここに県は膨大な予算と人員を配置しておるわけですが、近年、障害を持つ親御さん方のなかで、やはり健常者と一緒に教育をしたいという要求が高まっております。就学指導委員会というので一応入学時にどちらの学校へやるのがいいのかということ、医師を入れて審議するわけですが、その審議においてこれはやはりそういう設備の整った学校へ行ったほうが、その子のためにはいいという決定ですね。この障害児学級、あるいは障害者のそういう学校へ進学したほうがいいという決定が出ましても、やはり親御さんと話し合ってくださいね、親御さんの希望でどうしてもですね、健常者と一緒に教育を受けたいという意思が強いわけですが、また全国的なこれが傾向になっております。文部省も県も最近はですね、やはり最終的には親御さんの希望を認める方針に変わってきております。

したがって、教育委員会としても就学指導委員会で決定が出ても、親御さんと話し合いをしてですね、親御さんの意思が強いときにはやはり普通学校へ迎えて、そこで障害児学級や普通学級で最善の努力をするということになっております。

その場合、やはりいろんな意味で障害者の方は大変な努力がいるわけです。健常者の子と一緒に授業をしていく場合ですね。それは障害者だけではなくて、障害者を迎える学級もいろんなまた努力がいるわけです。しかしそのなかで、先ほどおっしゃったようにお互いが思いやる、そういう気持ちをですね、強く持てるという、そういういい教育の効果も出ておるわけですが、やはり私どもはこれからも親御さんの希望に沿った教育をやっていきたいということで、本年度もですね、そういう保護者の方の意見を大事にするという方針で、希望があればこの普通学校へ障害のある方を迎えて、そして県からいただく障害児学級専用の職員では足りませんので、皆さん方をお願いをいたしまして町費で介助員を配置していただきまして、一緒

にですね、この障害者のために皆が平等にですね、教育を受ける機会を与えるということで、努力しておるところでございます。

今日のような報告を聞いて本当に嬉しく思うんです。そういう意味では是非本年度もですね、この方向でやりたいと思いますので、ご理解願います。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

この点につきましては、今後とも努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それではまた、「町民の健康づくり、体力づくりを目指し、紀北町らしい各種大会やスポーツ教室の開催など、楽しくスポーツに触れ合う機会の提供とその充実に努めます」ともありますが、合併前には海山区、紀伊長島区ともに同じような種類の大会もありましたが、今後はどのように進めていくつもりなのでしょうか、答弁をお願ひしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

生涯スポーツの振興は町民の健康な暮らしを守る点からも大切な政策の1つであると思います。合併により紀北町という1つの単位になったということで、両地区で実施していたさまざまなスポーツ体育の行事を単にひとまとめ、1つにまとめてですね、一本化するということは避けてですね、リゾートマラソン大会や権兵衛の里走ろう大会など、伝統と歴史のある行事や大会はもちろん、反省と検討を加えたうえで残すべきものは残していく方向で取り組みたいと思います。

町民のスポーツ大会への参加については、機会を多くする方向で各種行事のPRを工夫し、多くの方々に呼びかけ、参加者を増やすよう努力をしまいたいと思います。そのためにもですね、体育指導員の活動や各自主的なスポーツサークル、団体、そして地域体育協会と連携を強めてですね、個人や町内チームの全国的レベルの大会への参加には応分の補助を図り、奨励をしまいたいと考えます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

今、町長から答弁していただいたんですが、僕も全くそのとおりだと思っております。やは

り各地区で培われてきたスポーツも文化というものとして、扱えることだと思うんです。やはりその地域で根付いたきたことがありますんで、できるだけ各地区のそういうようなスポーツ大会等についてはできるだけ残して、先々はまた統合ということもあり得るかと思うんですけども、やはり今の時点では各地区のできるだけスポーツ大会等を残していただきたいと思います。これは健康福祉にもかかわると思いますんで、その点十分よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして行財政改革の推進ですけれども、「地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々地域にふさわしい公共サービスを提供する、分権型社会システムに転換していく必要がある」というふうに述べておられますけども、具体的にどのように考えているのか、お聞かせください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員は行財政改革の推進の具体的なものを上げろということだと思いますが、本町と海山総合支所のワンフロア化の調整を図ってまいりたいと思います。そのことも機構の分野に入ってますが、これも行財政改革へつながるものだと認識しておりますんで、1つ例を上げればそういうことも考えます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

このことに関しましては、あとの基本的な考え方としての部分にもかかわりますんで、次にまた入りたいと思います。

最後になるんですけども、基本的な考え方として6点ですか、「住民参加のまちづくりの推進」から「職員の意識改革」まで述べられておりますけども、旧紀伊長島町議会におきましても事務事業の見直し、組織の機構の連携評価、職員の意識改革については何度か訴えてきましたが、いまだ効果的な対策があったとは言えない現状であります。

しかし、紀北町となって合併した意義を打ち出すためにも、早急に効果的な対策をするべきであります。優先順位を考えておるなかで、早急にする具体策について述べていただきたいと思います。それは先ほどの質問とダブる部分もありますんで、海山支所のワンフロア化ということで例を受けたんですけども、あとその関連で、上程案のときにその議案第17号ですか、そ

の時点だと人事評価制度も含めて考えていくということをおっしゃられていたんですが、これは職員の意識改革にもつながることだとは思いますが、その基本的に人事評価制度をこれからのようにしていくかということも大事なんですけども、ある程度人が人を裁くと、評価するということに対しては慎重に構えてやっていただきたい部分もありますので、その点等も含め職員の意識改革をどういうふうな点からやっていくか。

また、組織機構の弾力的な見直しと連携強化、これについては先ほどの前議員の質問の答弁にもありましたので、この全体を含んだ考え方を再度答弁をお願いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あれですね。行財政改革の骨子は前者議員にも申し上げましたけれども、1つは職員ですね、意識改革、つまり地方公務員としての意識改革をしっかりとこの生活、あるいは仕事の基盤に据えてですね、そのなかで町民の安全、安心で安定的な幸せな生活を増幅させるためにですね、どのようにすれば行政としての使命が果たせるかということ、常に考えていただくことが重要だと考えております。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

これらに関しては難しい面も確かにあると思うんですが、やはりこういう職員の意識改革、組織機構の取り組み連携強化と、やはり財政運営の確保、健全なる財政運営の確保、これらについてきちっとできて初めて紀北町として合併して良かったと思える町になると思いますので、その点について頑張っってこれからもやっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりますが、合併して住みよい町になったと住民の方々が少しでも早く実感できる町となるように、できることから早急にしていただき、できる限り町民の負担をなくしたうえで、心ゆたかに過ごせるまちづくりに今後とも鋭意努力していただきたいことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

次に、塩崎悦万の発言を許します。

25番 塩崎悦万議員

議席ナンバー25番 塩崎悦万、平成15年3月定例会での私の一般質問で、私が私たち障害者と健常者がともに安心して暮らせる住みよいまちづくりの一環として、寝たきりの人たちや車イス使用者の皆さん、それに私のように手引きを必要とする視覚障害者の皆さんなど、これら災害弱者と言われている皆さんを、いかにして災害から身を守ってもらえる良い仕組みがないものかと、私なりに考えて提言させてもらった次第であります。それから1年半後の平成16年9月29日に、本町は未曾有の大水害に見舞われたことは皆さまの記憶に新しいところであります。

そこで質問の第1点は、私が提案したものに近い仕組化、組織はどの程度検討され、出来上がりつつあるのか聞かせてもらいたい。

2点目は、当時避難所や、あるいは高台に避難する際に、本人はもとより近くにいて手助けしていただいた皆さんのご苦労は大変だったと聞いておりますが、行政当局はどの程度把握し、確認されているのか、データがあったら聞かせてもらいたいのであります。私はこの場をお借りして皆さんに申し上げたいことは、今現在健康な人も、いつ病魔や事故で一瞬にして障害者にならないという保証はどこにもないのであります。私たち人間は死ぬ前の平均3年から4年は寝たきりとなって、人の手をわずらわせ完全な障害者となって過ごさないと永眠できないと言われております。

ところで、私たち全国の視覚障害者議員が集まって、年1、2回程度そのときどきに応じた社会問題を取り上げて、専門家の皆さん方をお招きしてお話、勉強会をしておりますが、また日ごろの議員活動に関する体験や問題点を話し合っております。平成16年の7月には参議院会館の一室をお借りして担当課の課長さんらにご出席を賜り、介護保険の将来について勉強をいたしました。

また昨年、平成17年7月24日には、大震災に見舞われた新潟県の山古志村に盲導犬や家族の者に手を引かれて、当時の長島村長を尋ねていろいろな方面からお話を聞いてまいりました。何の事故もなく無事村民全員を長岡市にヘリコプターで移送された村長をはじめ、関係者のご苦労は大変だったと思います。その話のなかで村長が力を入れて語ってくれたことは、日本国民の6割から7割が中山間地域に住まいされていて、そこでは古来日本社会に受け継がれていた温かい思いやりと、やさしい心づかいを中心とした近所付き合い、そして村人は全員が顔見知りといった人間関係があったからこそ、山古志村において多くの人命が救われたと語っており、最後に言われたことは現在の都会的な人間関係、つまり隣に住む人は何する人ぞでは、災害に強いまちづくりにとって大きな問題になってくるのではないかと語ってまいりました。

皆さんご存じでしょうか。現在紀北町内に身体障害者手帳保持者は 1,191人、そのうち 511人が介護を必要とする者であり、その家族を含めると 3,000人以上が関係しておるんであります。今、障害者や高齢者に適応した建築基本法の基礎となっているハートビル法の制定や、ユニバーサルデザインの考え方が世界の流れとなって普及しつつあるなかで、最近社会問題となっている東横インホテルの社長の後ろ向きで冷たい発言を耳にすると、一抹の虚しさややりきれなさを感じるのは私だけでしょうか。

私たち障害者は、障害のそのものが悲しくつらいではありますが、それは時とともに薄らいでいくのであります。それよりも増して私の、私たちの心を傷つけ、生きがいさえも失わされるものは、一部の人の無理解と誤解から生じる偏見であり、心のバリアであります。

最後に町内の皆さんどうか今一度我が身に置き替えて、現在障害と闘っている若い人たちに思いやりと温かい手を差し伸べてあげてもらいたいと思うのであります。心からお願い申し上げます。心からお願い申し上げます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

塩崎議員のご質問にお答えいたします。

災害弱者を守るシステム化組織と、災害弱者の把握についてのご質問でございますが、平成15年3月海山町議会定例会におきまして、塩崎議員から災害時要援護者を災害から守るための仕組みが構築できないかのご質問をいただき、そのなかで具体的なお提案をいただいております。その後、民生委員や身体障害者団体の関係者の方々、及び消防署等々と協議を重ね、町といたしましてはまず災害時要援護者の把握を行うことといたしましたが、把握につきましては個人のプライバシーに十分配慮する必要があるため、広報誌等により本人が家族自らが災害時における避難の手助けが必要であると考える方に、自発的に申し出ていただくことといたしました。

その結果、申し込みは6名でありました。この6名の方につきましては、地区の民生委員の皆さまに調査をお願いいたしました。しかし、福祉保健課では申し込みの数があまりにも少ないので、事実と違うのではないかと考え、平成16年9月に各地区の民生委員の皆さまをお願いいたしまして、災害時要援護者と思われる方の把握に努めていただき、その結果 189名の方を把握することができました。

その後、台風21号に伴う豪雨災害により作業が一時中断いたしましたが、昨年8月再調査

を民生委員さんに依頼し、この時点では 219名の方々を把握させていただきました。この結果をもとに名簿の作成をするのが良いのか、民生委員さんからご提案がありました地図に災害時要援護者の住居を示す方法が良いのか、さらにはだれがその情報を所持し、手助けするのか等を検討いたしている段階でございます。

こうした状況のなか、政府は本年度 3 月 6 日に災害時要援護者の避難対策検討報告案をまとめられたようでございまして、この報告書の内容を盛り込んだ災害時要援護者の避難支援ガイドラインを 4 月に開かれる中央防災会議で報告し、都道府県や市町村に通知されると聞いております。今後の対応であります、これまでの町の取り組みを生かし、このガイドラインも参考にして自主防災会、自治会、消防団、民生委員等の方々と具体的な方法をご協議させていただきまして、できるだけ早く紀北町にあった災害時要援護者を守るシステムを構築いたしたいと考えております。

さらにはプライバシー保護の見地から、これらのシステムが決まり次第、その結果を災害時要援護者本人及び家族にご説明し、ご了解をいただかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、災害時要援護者の方々を災害から守るためには、地域の状況に精通されたご近所の方々や、自主防災組織の皆さま等の手助けが必要でございますので、改めてご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

今、塩崎議員が演壇で申されたとは、まさに真実があると私は受けとめております。あなたの心の叫びと受けとめております。今後もこの対策については鋭意努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長

塩崎議員、再質問ありますか。

25番 塩崎悦万議員

1つだけお願いします。ありがたいお言葉ありがとうございました。

それで先ほど言ったようにですね、本人を含めて紀北町の直接の家族も入れて 3,000人近い人が住まいされていて、その安心して住みよいまちづくりにあたってですね、是非心の片隅に置いてもらって推進してもらいたいと、よろしく願いいたします。それだけで結構です。

議長

答弁よろしいですか。

これで塩崎悦万君の質問を終わります。

次に、12番 浅川研君の発言を許します。

12番 浅川 研議員

12番 浅川研、平成18年3月議会定例会において一般質問をいたします。

まず、地域自治区のあり方について町長のご所見をお伺いいたします。

去る2月23日に、両区におきまして15名ずつ、合計30名の識見を有する方々、各分野に精通した方々によって地域協議会が組織されました。議員の皆さまには誠にご苦勞様でございます。地域協議会の役割を一口で申し上げれば、新町建設計画にも記載をされていますように、住民と行政が対等な立場に立ち、協働で行う新しいまちづくりの仕組みを確立するということであると思います。いわゆる住民の意見を行政に反映させ、住民自らまちづくりに参加し、住民自治の強化を目指すものであります。

奥山町長は、当初設置に向けて難色を示していたかのようにお見受けいたしましたが、合併協議で合意され、新町建設に向けての最も重要な課題の1つであります。所信表明のなかに地域自治区、あるいは地域協議会のことについては一言も触れられておりません。合併協議会におきまして将来の新しいまちづくりの仕組みの確立について熱い思いで議論したことは記憶に新しいはずだと思います。また地域協議会が組織されたのは紀北町が誕生してから、4ヵ月以上も経ってからのことでもあります。いかなる理由なのでしょう。18年度の予算編成に多少なりとも住民の意見が反映されているのでしょうか。全くもって疑問であります。お答えいただきたい。

次に大白公園の今後の対策であります。各種団体や住民代表による住民検討委員会により、自然との調和のもと公式規格の体育施設を備えた県営運動公園の建設実現に向けて計画を進めてまいりました。しかしながら、県内の学識経験者の方々に組織された知事の諮問機関でもある公共事業再評価検討委員会により、計画の見直しを告げられた次第であります。しかも、たった1人の委員の方の強烈な意見によるものだと伺っております。

地域住民の総意でもあり、長年の悲願であった計画を、町の人口規模や辺地を理由に取り下げられることには到底納得できません。町の最高責任者として是非実現に向けての有効な手段と行動をお願いしたいと思います。

あわせて赤羽公園の野球場について申し上げます。現在の施設としては硬式野球のチームにおいては、大幅な使用制限があることをご存じでしょうか。隣接する児童公園との間に防球ネットが整備されていないため、試合はもとより打撃練習さえできません。野球のできない野球場では宝の持ち腐れであります。お考えいただきたいと思います。将来に向けた構想として大白公園が整備され、町長の構想にもありました三浦地区と大白地区を結ぶ県道が実現すれば、

赤羽運動公園と大白運動公園が一体となり、さらには東紀州の他の球場や運動公園との連携を強化すれば、大規模の大会の会場としての活用が期待できると思います。集客交流産業の育成や青少年健全育成の観点からも、施設充実や新町誕生を機に両区間のアクセス道路の新設は大変意義のあるものと期待するものであります。決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

最後に財政の健全化に向けてでございますが、所信表明の5つ目として徹底的な行財政改革と職員の意識改革についての取り組みについては、同僚議員に対してのご答弁がございましたが、また今一度決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

また、当初予算において両区の配分に大きな差があるのはいかなる理由なのか、その要因についてもお願いいたします。以上でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

浅川議員のご質問にお答えします。

地域自治区制度は、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会が平成15年11月に、今後の地方自治のあり方に関する答申を行い、そのなかで市、区、町村における住民自治の充実や、住民と行政との協働推進のための新しい仕組みとして地域自治組織の制度化、及び仕組みを提案いたしました。この答申を受けて国は市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の改正、さらには合併新法を成立させたところでございます。

こうした流れのなかで、紀伊長島町・海山町合併協議会の合併協議において、今後のまちづくりを行うにおいて、地域自治区は必要ということから旧2町議会の承認を経て、紀北町の発足と同時に市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区の設置をいたしたところは、議員もご承知のとおりでございます。この地域自治区の設置趣旨は、合併して自治体が大きくなりますが、地域でできることは地域で考えるようにしたり、今までより地域の声が行政に届かなくなるのではとの不安を解消することなど、住民自治の強化、住民と行政との協働を推進するための組織として、旧町ごとに設置いたしました。

ただ、地域自治区を設置しましたが、地域自治区の地域の意見のとりまとめや、協働活動の要になる地域協議会の立ち上げが若干遅くなったことにつきましては、昨年11月には町長選挙、同じく12月には18年度予算案見積書の提出締め切り、そして今年1月1日には助役、収入役が就任し、ようやく紀北町の執行部体制が整ったところであります。

したがって、地域協議会の構成委員の人選につきましては、1月下旬から2月上旬にか

けて構成員の方々から内諾をいただき、2月23日に紀伊長島区は紀伊長島総合支所、海山区は町民センターにおいて第1回地域協議会をそれぞれ開催することができました。第1回地域協議会は初会議でありますので、構成員のなかから会長、副会長を選出していただき、その後、地域自治区、制度の概要及び新町建設計画などについてご説明申し上げたところでございます。

なお、この地域協議会の機能につきましては、1つ目に、町長その他町の機関により、諮問された新町建設計画や地域自治区の区域にかかる事務に関する事項などについて審議し、町長その他町の機関に意見を述べるができる。2つ目に、地域協議会は自らが必要と認める区域内の事項について協議し、町長に意見を述べるができる。3つ目に、地域協議会は住民と行政の協働を推進させるための組織であり、住民の自治意識の育成を目的とすることなどが上げられますが、新町建設計画に関する事項や、住民と行政の協働による地域づくりなどの協議は、新町が発足して間もないこともあり、直ちに町の事業、施策について諮問を行ったり、構成員の方々からご意見を賜るところまでは至っておりませんが、今後、地域協議会の会議を重ねることにより、新町建設計画に関する事項や地域の問題など、活発なご意見をちょうだいしながら答申されたことは、できる限り町行政に反映していきたいと考えております。

そして住民の協働、連携の強化による地域づくりの活動がますます盛んになることを期待いたしているところでございます。

次のご質問にお答えいたします。大白公園につきましては総合保養施設整備法の重点地区に指定されており、自然環境を生かしたインフラ整備やテニスコートの整備などが県営事業として進められています。平成13年度に熊野灘臨海公園基本計画検討委員会において、野草園、集客園、芝生広場等の基本計画が策定され、平成14年度に公共事業再評価委員会で承認をされました。平成15年10月に住民からスポーツ施設としての整備の要望もあり、三重県に対し本町から大白公園のグラウンド整備に関する要望書を提出いたしました。

それを受けて三重県も平成16年1月に入り、住民の意見をくみ上げて要望に沿った施設にしていきたいとして、住民検討会を数度開催していただき、住民からの強い要望と集客の見込める硬式野球場、ソフトボール場、多目的広場等のスポーツ施設を提案し、基本計画として策定をいたしました。平成17年12月22日に開催された公共事業再評価委員会に、三重県が基本計画の見直しとして当スポーツ施設の計画を提案いたしましたが、当委員会ではレク事業の基本理念に合わない、14年に作成された計画と整合性がない等の理由で審議に入れず、当計画案を取り下げたと説明を受けております。

大白公園の整備につきましては、第4次海山町総合計画に、「本町の特性を生かしたスポー

ツ、レクリエーション、自然型のリゾート施設の整備を促進する」と方針を示しており、また住民検討会の皆さまにはお忙しいところ多大なお世話をかけて検討していただいたものであります。町民、県民がこの自然あふれる大白公園でスポーツに親しみ、スポーツレクリエーションを通じて地域間交流を行い、スポーツによる地域活性化を期待するものであり、だれもが安心して気楽にスポーツに興じ、健康で心豊かな人生を送るためにも大変重要な施設整備と考えております。この計画が実現できますように、三重県にも強く働きかけていきたいと考えております。議員の皆さま方の力強いご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に赤羽公園についてでございますが、赤羽公園は昭和54年に多目的広場、58年に野球場、59年にテニスコートが供用開始されました。野球場においては軟式野球が行われておりますが、硬式野球については近くに公園等があり危険なため、使用できない状況になっておりますが、議員がご指摘の状況を早速調査いたしまして、硬式野球ができるかどうか検討させていただきたいと思っております。

なお、議員ご提案の三浦地区から大白地区に至る道路については、大白スポーツ公園の利用においても、また地域の活性化においても三浦側からの進入路は是非必要であり、両区をつなぐ産業や防災面においても重要な道路と考えられることから、早急に大白公園の整備と、当道路の実現に向けて三重県に対し強く要望していきたく思います。

財政健全化に向けての方策でございますが、平成18年度予算案は議員ご承知のとおり、大変厳しい状況であります。所信表明でも申し上げましたとおり、住民サービスをできるだけ落とすことなく、旧両町民の融和と協調性の醸成による一体性の確保を図りつつ、両地域の均衡ある発展を目指す必要があります。このような目標を達成するうえで、財政の健全化は必要不可欠であり、また最優先課題であります。

財政の健全化に向けての方策といたしましては、歳入面では税の徴収率の向上、各種料金の見直しなどにより収入の確保を図るとともに、歳出面では徹底した事務事業の見直し、退職時の不採用などによる人件費の削減、地方債の借り入れの抑制による公債費削減など、各種の方法を組み合わせる必要があるものと考えております。平成18年度はこうしたことを具体的にお示しし、財政健全化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

海山区、紀伊長島区の予算配分についてでございますが、一般会計予算におきまして各課では各支所分で執行する部分と、本庁で執行する部分とに分けて事業を行うことから、現時点におきまして各課で予定している本庁、各支所の執行予定額を集計いたしました結果、本町では64億 2,379万 9,000円、紀伊長島総合支所では12億 4,440万円、海山総合支所では9億 1,290

万 6,000円となっており、これらを比較いたしますと紀伊長島総合支所が3億 3,150万 1,000円多くなっております。この大きな要因の1つは消防関係の土砂災害情報相互通報システム整備事業で、平成17年度に海山総合支所ではすでに事業が完了をしておりますが、平成18年度は紀伊長島総合支所を実施することから、その事業費1億 1,000万円が多くなっております。

維持的経費の部分では、紀伊長島総合支所管理費が2,258万 9,000円、リサイクルセンター施設管理費で3,092万 6,000円、小学校維持管理費コンピューター整備事業費や、多目的会館管理運営事業など教育関係費で6,740万 8,000円がそれぞれ多くなっております。

また、工事請負費を比較しますと、紀伊長島総合支所で2億 6,683万 8,000円、海山総合支所で2億 113万 1,000円となり、6,507万 7,000円多くなっております。事業費に差が出ておりますが、これにつきましては旧町から継続事業が多いことによります。このように全体では紀伊長島総合支所で執行する事業費が多くなっておりますが、このうち平成18年度で完了する事業もあることから、この差は減少していくものと考えております。

以上でございます。

議長

浅川研君。

12番 浅川 研議員

まず、地域協議会なんですけれどもね、私はですね、本来ならば町長ね就任と同時ぐらいにですね、組織するのが本当だろうとは思いますが。しかしながら、今いろいろとですね、ご苦労もございましたんですけども、できる限り早く組織して、考えればですね、今回のね、産業訴訟事件のね概要とか、例えばですよ、国保料のね、均一化とか、そういったことを組織されていけばそこらへんでもって町長からいろいろ提案していただいて、そのへんに理解を示すという方法、そういうことも問われるわけですから、今回のことでは可決されたものに対していろいろと審議していただくというようなことになるとですね、単に追認機関としての役割としか、なってしまわないかと、そういう恐れもありますよね。そのへんについてお考えをいただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その4ヵ月ぐらい遅れたということについてはですね。今申し上げたとおりの理由でございますけれども、行政の責任者としての考え方がはっきりしている場合に、それを示しつつ協議

会、運営協議会に申し上げることは失礼になるかも知れないという考え方もございます。

ですから、すべてについて協議や諮問を願うということではないと思いますが、追認機関とならないようにするのが本来の存在だと思います。

議長

浅川研君。

12番 浅川 研議員

今後はですね、この協議会の機能とか、権能をできるだけ尊重してですね。紀北町独自の今後も新しいまちづくりの仕組みを確立すると、そういった組織になるように期待したい思います。運用次第ではですね、地域づくりの中心的な役割を担う可能性もあると思いますもんですから、一つ活用していただきたいと、このように思います。

今、赤羽と大白公園なんですけども、町長が一生懸命これからそれに向けての努力をしてくださるといってご答弁いただきました。もうねこれ45年から始まっておるんですね。赤羽公園は、助役もよくご存じだと思うんですけども、この臨海公園のことですよね。大白が一番最初に手がけられて、そのときからこの計画はもう立ててはなくなり、立ててはなくなりして、今回やっとそういうことで実現するかなと思ったんですけども、何か先ほど申したように再評価検討委員会の方々の何となく、ずうっと四日市か遠いとこの人たち全体で組織する方々によって決定された。また元の果樹園、野草園にきなさいというようなところで検討していきなさいというようにして持って来られたんですよ。

もうこんなことをいくつも繰り返してもおっても埒があかん。これはもうですね、さっき私が申しあげましたとおり、町長に紀北町の最高責任者としてね、知事さんとか、あるいはこの再評価検討委員会の方々の面々とね、そういう推進する、本当に一生懸命このことを思っている方々と合わせていただいたりとか、知事さんにですね、強烈に何度も何度も何度も、やっぱり知事さんが首を縦に振ってもらわんと、これはもうなっともならん。ここらでいくらこんなこと言っておってもあかんもんで、その行動を取っていただきたいんです。私らお供します。答弁をお願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

知事さんに対してはですね、議員が指摘をされるように何度も何度もということは、どのように何回言えるかどうか、それはちょっとわかりませんが、強力に、私自身もこの計

画案というものが必要であり、しかも三浦と大白公園を結ぶバイパスですね。これは非常に有効なものと認識をしておりますので、皆さまのお力を借りながら、一緒になってこのことを実現に向けて努力したいと思います。

議長

浅川研君。

12番 浅川 研議員

1つぐらい夢に向かってね、皆でね、やっぱりこれは紀北町の目玉事業として、そういう大白と三浦の道路、これいいんじゃないかなと本当に思います。何か皆そこらに期待したい思います。

赤羽のことも1つよく検討していただきたい。これ本当に赤羽公園もね、そういう状態であります。是非。

財政の健全化に向けてなんですけれども、皆さん今日これ何回か質問がありましたもので、私も何度も同じことをするのはどうかなと思ったんですけども、この両区のバランス、両区の差ですね、3億3,000万円余りというのは今、説明されたんですけども、町長のその細かいあれによってですね、おおむね理解できました。継続事業とかいろんなものの差があるということで、今後はですね、両区の均衡ある発展を目指して、できるだけバランスの取れた事業内容に努めていただきたい、このように思います。

行政コストの縮減ということで質問をね示していたんですけども、このなかに職員の意識改革が極めて重要であると思うんですけども、紀北町としてですね、スタートしてから、この職員のね勤務実態について少々意外なことを耳にいたしました。それはですね、うつ病とか、いろいろ病気休暇が認められまして、長年にわたってね、その方休んでおられる。それでまたその間に高額の給料や手当が保障されまして、しかもですね、昇給まで認められているという、こういうことが私の耳にも入ってまいりました。それでもうこれは噂を持ち出してこんなこと議論するということはちょっとどうかなと思うんですけども、これ職員のことですもので、多分事実に近い噂だと思うんですけども、その方は休んでいる間はね、そのうつ病という、うつ病というのはこれはお医者さんの診断書があるんだろうと思うんですけども、なかなか一番極めてその判定のしにくいところもありまして、その方は結構魚釣り、休んでおる間はしょっちゅう魚釣りに行ったり、そういうところが目立つそうなんです。だからこのこういう噂が出たんじゃないかな、これ事実かどうか。それで事実であればどうしたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

長期休暇を繰り返している職員に対して、降格人事はやらないのかと、とは言わないのか。失礼しました。うつ病そのものはですね、医者判断、診断によって診断書が書かれてまいります。そのことについて私がどうこういうことは言えませんが、地方自治法等の第28条についてもですね、ご指摘を得ております。しかしながら、これまでそれに降格等のことはようしなかったことについて、担当課ではですね、今後そのようなことについての一步踏み込んだ対策等を検討中でございます。

議長

浅川研君。

12番 浅川 研議員

私もね、こういうことの質問にはあんまり好むタイプではないのやけども、これもしそのうつ病のほうが診断書持ってうつ病とされて長期休暇をされておると、これはですね町長ご自身ね、その方とですね、お話して、本人やっぱりうつ病であろうがどんな病気であろうが、やっぱりそれになりね、働く努力をしないと駄目でないのかなと思うんですよ。これはどんな職場においてでもね。担当課にどうのこうのという問題じゃないと思います。町長がそれを呼んでですね、「君は本当にうつ病なのか、うつ病ならどのようにしたら治るんや」と、しっかりその勤務実態を話してですね、やるべきだと思うんです、私は。

降格するとかそれは町長の判断でですね、そして処置もいろいろできると思います。本当にそのうつ病がその病気がですね、本当の病気であれば、やっぱり何とか早く治して職場に復帰させる方法を取らなならんし、それがですね、ずる休みやったらこれけしからんことですよ。そういうことはやっぱり人間を見て、人間と話して、その人と接したらですね、大体こいつはこんな男かということはわかるはずだと思うんですよ。周りのいろんな職員、他の職員からの情報だとか、それも総合して、だったらそういう処置を取るべきだし、ペナルティも何にもなしに、何年間長期、もうずっとですね休んで、当たり前、それも高額の何百万円、700万円も600万円も給料もらいながらほとんど出て来てないと、そんなことがですね、世間に知れたら大事ですよ、これはね。

それはもう確かに病気で休んでおるんだらうと思うんだけども、これはやっぱり改めてもらわなあかん、町長の考え方自身を。ご本人とやっぱりしっかりと話して、担当課や何人がそん

なものしてどうのこうのという問題じゃないと思うんです。どうでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今おっしゃっている職員は現在入院中であります。ときとして非常に元気です、もともと元気なときは非常にやる気のある職員であります。そしてああ元気だと思って1ヵ月、2ヵ月ぐらいはやるんです。急にまたしおれていくんです。そのへんのところについてですね、非常に判断が難しい。しかし、お話はいたします。今、担当課でというのは制度的に今検討しているところであります。ですから今後ですね、議員の提案も受けながら、そのような機会を得てですね、話し合ってみたいと思います。

議長

浅川研君。

12番 浅川 研議員

せっかく職員の意識改革ということを出してですね、やっぱり新しい町がスタートして、職員のやる気を出させて一致団結に向かって進んでおるなかで、こういったやはりことがズルではないと思うんだけど、そういうようなことが複数あったらですね、本当にまじめに働いている職員の勤労意識が薄れますよね。それはやっぱり考慮するべきだと思います。全体の損失ですからね、全体の奉仕者ですからね公務員は。その全体の奉仕者がですね、どういう感覚でいるのかというところをやっぱり教育していくのは、最高責任者の立場だと思います。これははっきりやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長

以上で、浅川研君の質問を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。3時15分に開会いたします。

(午後 3時 05分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 15分)

議長

続きまして、30番 島本昌幸君の発言を許します。

30番 島本昌幸議員

30番 島本昌幸、3月定例会の一般質問をさせていただきます。

海山区種まき権兵衛の里は、地域づくり推進事業として、総事業費16億円余りを投じて平成6年5月28日に開園されました。施設の全体面積は3万㎡で、そのうち日本庭園2万2,000㎡、建物としては権兵衛屋敷、休憩所兼物産販売所のズンベラ亭公衆トイレ、管理棟があります。

入場者数は開園の翌年の平成7年度が最も多く、年間5万7,500人でしたが、平成17年度は7,068人に激減しております。町民は開園当時から温泉施設や桜公園を希望しておりました。この入場者の減少の原因を詳しく分析し、種まき権兵衛の里を再開発されるお考えがないか、町長にお聞きしたいと考えます。以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

島本議員のご質問についてお答えいたします。

種まき権兵衛の里は、町民の皆さまの意見を広くお聞きし整備された施設であり、また旧海山町のシンボルとして町内の皆さまをはじめ、町外の方々にもご利用いただけてまいりました。本施設の利用につきましては開園当初は3万9,000人、2年目には5万7,000人と増加しましたが、年間1,000万円以上の維持費がかかることから、3年目の平成8年度から町外の方の入園を有料といたしました後に1万4,000人となり、体験フェスティバルがありました平成11年度の1万5,000人を除き、年々減少を続けており、利用者の減少は管理者として深刻な問題であると受けとめております。

入園者減少の原因としてはいろいろと考えられますが、入園の有料化も原因の1つではないかと考えられることから、早急の対策として本議会に平成18年度から入園の無料化を提案させていただいているところであります。権兵衛の里の再開発につきましては、平成16年度と17年度の2カ年で、国の経済産業省の事業を受けて、紀北地域振興計画策定調査を実施し、そのなかで懸案となっていました権兵衛の里の活用方法をテーマに上げ、検討いただいております。

間もなくその報告書が提出されることと思いますので、その結果をもとに平成18年度から紀北町種まき権兵衛の里運営審議会を組織して、入園者減少原因の追究や、権兵衛の里再開発の

課題について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

島本昌幸君。

30番 島本昌幸議員

ありがとうございました。町長にご回答いただきましたので、特に私としてはないんですけども、担当部署からいただきました調査表によりますと、この4月、5月の春が入園者が多いんですね。やはり桜の時期ではないんかと思うんです。それと冬場と肝心の紅葉とかの秋が少ないように思うんです。

それと開園当時ですね、日本でも有名なという先生が、この庭園を設計していただいたそうですし、公共団体としては数少ない茶室ですか、権兵衛屋敷にあるんですけども、この権兵衛屋敷の入場者も少ないので、何かこの茶室もあまり利用されていないんじゃないだろうかと思うんです。

それで町長おっしゃったように、その運営審議会ですか、こういうのを是非とも考えていましたので、是非、一応良い回答をいただけるように期待したいと思うんです。特に権兵衛屋敷は茶室もあるんですけども、私思うに写真とか生け花とか創作品とかいう、その展示場というんですか、催し会場ですか、そのようにちょっと模様替えしていただいて、極力その権兵衛屋敷のほうも足を運んでいただけるようなものにしていただきたいと。

ただ、その入園者に対して茶室で茶の湯をもてなすんであればいいんですけども、茶室はあるけどもだれもいないということになると、やはりだれも来ないということになりますので、そのへんも一つお考えいただいて、一番安くあげて大勢来場していただくと思うと、もうこの時期もういっぱい桜の木でも植えてという感じがあるんですけども、ちょっと見せていただいたんですけども、長島の三浦の方でこの始神峠さくら祭りという、こういうのイベントがありますね。権兵衛の里常に行ってもごみ1つ、空き缶1つないぐらいに清掃管理は行き届いておるんです。ただし、何か魅力がないんか来場者が少ないわけですね。

ですので、私ども思うんですけど、この始神峠さくら祭り、この桜の時期ぐらいはドット人が来てくれるような何か感じにならないかなというように思いますので、この運営審議会を是非とも期待しておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長

以上で、島本昌幸君の発言を終わります。

続きまして、16番 松永征也君の発言を許します。

16番 松永征也議員

16番 松永征也、一般質問をいたします。

まず、地域包括支援センターの設置場所についてお尋ねをいたします。人口の高齢化は急速に進んでおります。特に本町においては65歳以上の高齢化比率はすでに30%を超えており、全国平均を大きく上回っている現状にあります。そして今後ますます増加することが見込まれており、これからの本格的な高齢社会を迎えるにあたり、今からこれに適切に対応していかなければなりません。

さて、昨年6月に成立いたしました改正介護保険法は、本年4月1日から本格的にスタートをいたします。今回の主な改正点は介護予防や地域密着型サービスの創設、サービス利用者の負担の公平化などであり、持続可能な制度の確立を目指すものとしております。なかでも今回特に重視されております「介護予防」は、高齢者が介護が必要となることを防いだり、また介護が必要となっても、それ以上悪化しないように高齢者の自立を支援することであり、まさに介護保険の基本理念そのものと言えます。

そして介護予防の地域での活動拠点となる、地域包括支援センターを市町村に設置することとしております。この新しく設置される地域包括支援センターの設置場所について、町の他の施設など地域の均衡、バランスを十分に考慮していただきまして、設置していただきたいと考えますが、町長のご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

次に管理栄養士の配置についてご質問いたします。

近年、肥満や成人病、糖尿病といった生活習慣病が急激に増加いたしております。高齢者だけでなく、すべての町民が心身の健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるような町にするために、町民の食生活の改善を推進し、健全な食生活の普及を図ることが最も大切であり、そのためには管理栄養士の配置が是非とも必要であると考えます。

昨年7月、食育基本法が施行され、国を挙げて食に対する見直しを図ろうとしております。そして市町村にも食育の推進に関する責務が明記されているところであります。今後一層町民の健康の推進を図っていくためにも、管理栄養士の配置について町長のご所見をお伺いいたします。

次に障害者自立支援法への対応についてお聞きをいたします。

障害者自立支援法は、いよいよ本年4月1日から施行されます。市町村が実施主体となりますので円滑な実施に向けて今、町においては鋭意取り組まれておられることと存じます。さて障害者自立支援法は、すべての人々は平等であり、住み慣れた地域で安心して暮らすことので

きる地域社会の実現を目指すものであり、そのため障害のある方の地域生活や就労を進め、自立していくことを地域社会全体で支え合っていこうとするものであります。

そしてこれまでの縦割りに行われてきました身体障害、知的障害、精神障害の3つの障害を統一した障害者福祉サービスの一元化や、サービス利用料の1割負担、そして施設利用者に対する食費の実費負担の導入などであり、今後持続可能な制度の確立を目指すものであるとしております。しかし課題も多く、障害者や保護者の不安は大きいものがあると言われております。今後円滑な実施に向けて町として是非積極的に取り組んでいただきたいと存じますが、次の2点についてお聞きをいたします。

1つは、利用者負担であります。これまでの支援費制度においてはサービス利用はほとんど無料で行われてまいりましたが、自立支援法における利用者負担の基準を見ますと、かなり高い額となっております。このことから低所得者等に対してどのような配慮がされるのか、お聞きをいたします。

また2つ目に、障害のある方の地域生活や就労を地域社会全体で支援していくこととしておりますが、町においては障害のある方の働く場の確保、就労支援に積極的に取り組んでいただきたいこと、以上この2点についてお考えをお聞きいたしたいと思っております。

以上質問いたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えします。

地域包括支援センターであります。介護保険の見直しによりまして新しく設置されるものであります。センターにつきましては人口が2万人から3万人に対して1カ所の設置が基準とされていまして市町村の直営、または在宅介護支援センター設置法人のなかから、適切に事業実施できるものを市町村が選択し、委託できるようになっております。

なお、当町の場合は介護保険につきましては、尾鷲市と組織する紀北広域連合を設置し、運営しているところであります。この広域連合の介護保険事業計画策定委員会の下部組織になります地域包括支援センター設置準備委員会におきまして直営で行うか、または基幹型在宅介護支援センターへの支援か検討されましたが、これまで高齢者の総合相談窓口としてのノウハウを持っている尾鷲市、紀北町それぞれの社会福祉協議会において運営しています基幹型在宅介護支援センターへ委託することが望ましいとの意見を集約しまして、尾鷲市・紀北町とも社会

福祉協議会に委託することになりました。

そうなりますと当町におきましては、この基幹型在宅介護支援センターは紀伊長島区にありましては、ここを活動の拠点として町内全域をカバーすることになります。町としましても支援センターとの情報の交換や連絡を密にし、サービスの偏りや低下にならないように努めてまいりたいと思っています。

次に管理栄養士の配置についてであります。県内の栄養士の配置状況であります。平成17年7月現在では、46市町村中31市町村に53名配置されています。うち管理栄養士は34名、栄養士は19名となっています。また近隣の市町におきましても正職員、または臨時職員としてほとんどの市や町で配置されているのが現状であります。

ところで従来、栄養改善行政は都道府県等の栄養指導員により保健師を拠点として展開されてきたところであります。高齢化が急速に進展するなかで、住民の健康の保持増進を図るためには、住民の生涯を通じ、ライフサイクルに沿った一貫した栄養指導がなされるべきこと、及び個人の食生活をその対象とする栄養指導は、生活の場である地域社会のなかで取り組むことがより適切であることを勘案し、今後の栄養改善行政は住民により身近な行政主体であって、地域の実態を十分に把握することのできる市町村を拠点して展開していくことが求められています。また医療費削減のためにも生活習慣病の予防は緊急の課題であり、管理栄養士による活動、指導力が言われていまして、その重要性は十分認識しているところであります。

さて、当町では配置状況であります。現在海山総合支所福祉保健課に1名の臨時の栄養士が配属されています。しかしこの3月をもって退職予定となっていて、4月以降は不在となります。したがって、欠員となります職員の補充につきましては早い時期に採用したいと考えているところであります。

次に障害者自立支援法の対応についてであります。この障害者自立支援法では、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスにかかる給付、その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と規定されています。

議員ご質問の負担が高額になり、低所得者等に対する配慮であります。この法律の改革のポイントの1つに、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化がありまして、利用サービスの量や、所得に応じた公平な負担が求められています。内容としまし

ではホームヘルプ、ショートステイや施設サービスなど、障害者福祉サービスの利用に応じて、その費用の1割の負担と、施設での食費などの実費が必要となりますが、低所得者の方には負担が大きくならないよう、利用するサービスに応じまして負担を軽減する仕組みがとられています。障害福祉サービスを利用する皆さんに共通する負担軽減としましては、所得に応じて1ヵ月当たりの支払いの限度額が決まっております、負担が重くなり過ぎない仕組みとなっています。また、社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合の減免措置などもあります。

次に働く場の確保、就労支援であります、当地域にとりましては就業機会の場も少なく難しい問題でありまして、10月に設置する予定であります紀北地域総合支援センター及び国、県の機関などとも協力しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

地域包括支援センターについてはですね、紀伊長島区内にある基幹型の在宅介護支援センターへ設置するというところでございます。海山区においてはですね、この4月からですね、社会福祉士、また栄養士、栄養士が退職されると今お聞きしましたけれども、社会福祉士についてもですね、ちょっと退職されるような話を聞いたんですけども事実なんでしょうか。

そして地域型の在宅介護支援センターですね。これは海山園へ設置しておるわけなんですけれども、これも4月からなくなるというように、予算に計上されていないわけですからそうなると思うんですが、そのような状況で海山町内ですね、これからのですね、高齢者の要援護者の相談業務なんか、窓口等ですね、どのようにしていこうと考えておられるのかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

松永議員のご質問に答えさせていただきます。

地域型ですね在宅介護支援センターなんですけども、これにつきましては17年度までは補助金がありまして、それによりまして運営されておりました。しかし、この地域包括支援センターができることによりまして在宅介護支援センターの補助金が打ち切られまして、その業務の主なもの地域包括支援センターで行われることになりました。

その地域包括支援センターのなかの職員なんですけども、専門職としましてこれまでの社会福祉

士ですね。後それと居宅介護支援専門員ですね、ケアマネージャーです。それと保健師が3名が設置義務になっておりまして、その3名によりましてですね、紀北町全域をカバーしてもらうことになろうかと思います。ただそれにつきましては、当然支所も協力せなあきませんし、本庁の方も協力せなあかんとっております。以上です。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

これまではですね、総合支所、そして海山園で対応してきたわけですね。今度からは主に紀伊長島の基幹型のほうが見えて、家庭訪問とか相談の窓口というのかね、相談にあたってくると。一部海山も応援せんならんということを言われましたけども、社会福祉士なんかがいなくなったら、やっぱりこれ専門的なことが多いと思うでね。そうなってくると長島から来てくれてあれなんですか。何かねちょっとね、これまでうまいことっておったんですけども、崩れていくように思って、海山区内においてはですね、ちょっとこの間も質疑をいたしましたけども、後退するような気がしてならんのですけどもね、ちょっとそのへんお答えを。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員さんの言われることもよくわかるんですけども、今度の改正によりまして、こういった介護サービスですね、そういったことの中心になるのが地域包括支援センターになります。地域包括支援センターといいますのは、今ある基幹型ですね、今、長島地区にある社協が運営しておりますが、その基幹型の在宅介護支援センターに代わって、その業務を行うのが地域包括支援センターです。

それでその中身についてはですね、より一層ですね、介護福祉にですね、詳しくってということで保健師も配置されますし、ケアマネージャーも配置されるようになってます。これからはですね、社会福祉協議会が委託ということになりましたので、当然町といたしましても社会福祉協議会とですね、そういったことについての連絡を密にしながらですね、そこらへんは福祉の偏りにならないように頑張っていきたいと思うんです。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

今、後段でねよくわかったんですけども、やっぱり委託したとこです、海山の町民ですからね、福祉保健課はですね、十分に対応していただきたいと思います。

それから町長にお聞きするわけですけども、この地域包括支援センターですね、町内の均衡をですね、十分にお考えいただきたいと思うんです。バランスを取ることでですね、恒久的な町の一体化が図れると思います。そうして今後ですね、役場のですね、本庁舎ですね、これは合併協定によって5年以内に紀伊長島区のほうへ移転することになっておりますね。そして18年度の予算においてもですね、小額ではありますが、すでに移転推進費が計上されておるわけですね。

それで町長も質疑においてもですね、粛々と進めていくというご答弁をされておるわけなんです、そのようななかでこの問題というのかね、この4月から新たにできるこの地域包括支援センターまでもですね、紀伊長島区に設置するということになるわけですね。それではですね本庁舎が紀伊長島区へ行ったあとはですね。現在、社会福祉協議会の本所も紀伊長島町にあるわけなんです。海山区にはですね、中心となるような事務所はですね、何も残らないようになってしまうということなんですけど、このことについて町長いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご心配になられることも理解はできます。しかしながら、紀北町全体と考えてですね、両区が均衡あるバランスのとれた町であるようにですね、私はそのようにこれまで申してきております。福祉だけではなくていろんな分野においてですね、総合的にバランスを図っていくことを考えております。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

人口2万から3万人1ヵ所と基準を言われましたけども、これはですね都会のような円形をしたですね、地域では、地域のことを多分指しておると思うんです。このへんはですね、細長い地形でもありますしね。やっぱり特殊なところもあるわけなんですけども、私はですね、この地域包括支援センターというのは、本来は市町村直営が本来やと思うんです。ただ適当なところへ委託することはできるということなんですけどもね。もともとこの基幹型在宅介護支援センターというのは、海山町、旧海山町にもあったわけなんです。この合併によってとれま

したけども、紀伊長島の基幹型在宅介護支援センターより先に設置がされてですね、立派にですね、高齢者の相談業務等が行われてきたわけなんですけどね。

私はもう一度ですね、海山区に復活させてはどうかという考えを持つんですけども、いかがでしょうか。実はね、この在宅、地域包括支援センターというのはですね、財政的にもですね、何も負担にはならんと私は思っておるんです。と言うのは独立採算される事務所やと思うんです。委託料とですね、それからケアプランを立てる事務所となると思うんですけども、ケアプランにつきましてもですね、介護予防の報酬が介護保険のほうから入ってくると思いますんでね。独立採算がまず取れるだろうと思うんですが。

それでこの地域包括支援センターをですね。将来的に考えますと高齢化が進んでおる関係でですね、将来は社協にも匹敵するようなですね、大きな事務所になるような気も私はするわけなんですけども、そういうことで社会福祉協議会は長島に本所はあるわけですから、地域包括支援センターは海山区に置いたら、ちょうどこうバランス良くとれるように思うんですけどもね。それについては町長いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお考え方もわからんではないんですが、現在のところですね基幹型の在宅支援センターというのが、たまたま海山区のほうにはなかったということなんで、それをまた取り直して包括支援センターを設置し直すということについては、大変難しいのではないかと思います。だから、次のステップのときにですね、改めてしっかりと対応していくのがよろしいのではないかと考えます。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

町長と押し問答しておっても進まないので、これで終わりたいと思うんですが。

次に管理栄養士の配置なんですけどね。ご答弁ではですね早い時期に補充を考えるというご答弁いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、財政の厳しいなかであってもですね、合併による職員の削減についてはですね、これは合併効果ということで必要なことだと思うんですが、反面ですね、この急激な社会の変化、これにですね適切に対応していくためにですね。専門職の配置というものは是非必要だと思いますので、早い時期に補充すると

ということなんですけども、よろしく願いいたします。

それから障害者自立支援法への対応なんですけども、就労支援でありますけども、その人に合った仕事となると大変難しいことなんですけどもね、しかし障害者個人ではどうもすることもできないわけなんで、現在、町長の答弁にはなかったけども、大白関係の仕事をですね、紀北作業所、町からいただいて大変作業所も喜んでおりますけどもね。今後もですね、このような就労についてですね、この障害者の方を優先してですね、町の仕事等をですね、バックアップしてあげていただきたいと思うんですが、これについてですね、今後町長どうですか、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃったように紀北作業所等とですね、障害者がやっていただける適性な仕事があればですね、その方々を優先してお願いしたいと、そういう方向を持っております。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

福祉保健課長にちょっとお伺いしたいんですが、この法律によってですね、障害者の相談業務ですね、これは市町村へ下りてきておると思うんですが、どのような体制でこれに対応していこうとお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

それではちょっと議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

実際にはですね、相談業務等がですね、始まるのが10月からの事業になります。そのなかでですね、紀北地域総合支援センターがあります。これはですね尾鷲市と紀北町の広域で設置しまして、尾鷲市の社会福祉協議会へ委託することになっております。

と言いますのは、尾鷲市がこの地域では基幹型の社協になっております。三重県下のなかで。それで10月に開設予定でありまして、その構成メンバーなんですけども、身体障害者とか知的障害者の支援ということで社会福祉士が1名、それで精神障害者の支援ということで保健師、または精神保健福祉士が1名、障害者の支援は課としますと、生活支援ワーカー合わせまして

1名というような形の体制で、その相談業務もそのなかに入ってこようかと思っております。

議長

以上で、松永征也君の質問を終わります。

引き続きまして、18番 近澤チヅル君の発言を許します。

18番 近澤チヅル議員

18番 近澤チヅル、紀北町の3月議会一般質問を行います。通告順にいたします。

1番、住民に信頼され誇りをもって仕事に専念できる賃金制度、合併して5ヵ月が経ちました。新しい紀北町が誕生し、まちづくりがスタートしております。合併は最大の行政改革と言われており、また今、小さな政府自治体、官から民へとの名で行革の総仕上げが行われおります。全体の奉仕者である自治体職員への攻撃もその1つです。紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部が、今議会にも上程されておりますが、それは職員の昇給をさせるか否か、省略いたしますが、規則で定め基準に従い決定するものとなっております。

このような評価制度を導入し、職員間に賃金の格差を大きくして、全体として人件費を削減するのがこの制度だと思えます。人間が人間を評価する。どのようにするのか、職員の間でもこんな制度はおかしい。女性の職員など恐いと言っております。そして何よりもこのような制度について職員に何ら説明されてない、このところに私は問題がまたあると思えます。

民間でもこの成果主義の評価制度は導入している企業の調査でも標準基準の明確化は難しい、65.9%（日本人事行政研究所など）過半数を超える企業が問題として、経済連も修正を口にせざるを得ない状況です。このような成果評価制度とはどういう制度なのか、詳しい説明をお願いいたします。職員に対してもどのように説明していかれるのかお尋ねいたします。

全体の奉仕者である自治体職員の給与に、このようなことが導入されようとしておりますが、どのようなことが予想されるか、誇りをもって仕事に専念できる賃金体制となるのか、町長の考えをお尋ねいたします。

続いて臨時職員の待遇改善について質問いたします。

12月議会でも質問しましたが、時間切れだったので再度質問いたします。合併と同時に最大で25%の賃下げと雇用期間を定年までから10年に限定し、また月給制から日給にという、この合併と同時に旧海山町の臨時職員に対して弱い者いじめで一方的とも言える通告で実施されました。12月議会での私の質問に対する答弁では、一方的ではなく納得してもらったというお答えでしたが、私のこのテレビを見た臨時職員は、「納得なんかしていない」と反論しております。「事務補助員任用基準紀北町と書いた用紙に従い説明されたが、それを基本に話し合いを

持つような場ではなかった。納得とはほど遠いものだった」と言っております。

労働基準法第2条は、労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきとし、また3条は使用者が労働者の職責、信条、または社会的身分を理由として賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取り扱いをしてはならないと定めておりますが、私はこれらにも触れるのではないかとお尋ねいたしますが、このことについて町としてどう認識されているのか、お尋ねいたします。

12月議会から3ヵ月が経ちました。今回の大幅な賃下げにより本庁海山支所から20代の若い臨時職員が3人職場を去り、さらに紀北町からも去ってしまいました。地元高校を卒業し、また町外へ出て上級の学問を得、親のいるふるさと紀北へ戻って来て、役場で働いていた人たちです。若い人たちずうっと紀北町に住み続けてほしかった。それだけに非常に残念です。

また海山区の給食センターでは9人いる臨時職員の調理員のなかで、若い30代と40代の方2人が職場を去りました。民間で調理員として働いていると聞いております。その補充のための募集、ここに広報きほくを持ってまいりましたが、紀北町臨時職員を募集しておりました。

そのなかで驚いたことには、採用年月日は4月1日からとなっているんですが、雇用期間は採用日から4年間を限定するとなっております。12月のときはまだ合併で定年まで働けたのが、合併と同時に10年になってしまい。またさらにこの3ヵ月後には4年と限定されてしまったことです。いつこのように改められたのかお尋ねいたします。臨時職員の間で不安が広がっております。応募期間は3月1日から今日の5時15分となっておりますが、昨日のお昼の現在では申し込みがなくて、担当課長もこのままでは給食センターの運営に支障が出ると大変心配しておりました。今、あと1時間と少しですが、現状はどうなっておられるのでしょうか。

さらに改悪された任用基準では、やはりこのように無権利状態になることもあります。本来地方自治体の職員の賃金、労働条件は正規、非正規を問わず、地方公務員法第24条第6項で条約で定めなくてはならず、紀北町の現業職員の給与の種類及び基準を定める条例でも、第5条臨時または常勤を要しない職員については、任命権者は他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給料を支給するものとなっていて、大変不透明なものであります。臨時職員取扱要綱を作成し、その内容は一般職の取り扱いに準じて、旧海山町の任用基準を適用するよう改めることを求めます。町長の考えをお伺いいたします。

2番、安心して子育てができる町を。少子高齢化が進む紀北町にとって、町の発展にはどうしても町独自の子育て支援が不可欠です。今議会に上程されました紀北町過疎地域自立促進計画にも、「少子化対策として本町の行動計画の推進に努めます」と書かれております。合併前

の海山町の次世代育成支援地域行動計画に、「学童保育においては授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。平成16年度においては1ヵ所で施行しており、利用者は3名、定員は20名であるため供給は足りています。5年後も現状を維持し、対象者については高学年も視野に入れ検討を行っていきたい」となっております。

現在、開設されております学童保育「そよ風クラブ」は、平成14年12月議会に海山町に学童保育をつくる会が、学童保育の実現を認める請願書を提出し、また15年3月議会で海山町に公設民営で学童保育を開設することが議会で議決され、スタートいたしました。相賀小学校の空き教室を利用し、民営で運営するということでしたが、まだ具体案が出ていない状況のなか、子どもが1年生になり、とりあえずボランティアで開設させてほしいということで、5月の連休明けから3人でのスタートになりました。

働くお母さんたちの要望が多かったのに、自主運営、保育料が1万円プラスおやつ実費という料金の高さが大きなネックになり、その後3年ほど経ちましたが、この状態は進んでおりません。児童数は3ないし7の間を推移しております。冬休み、春休み、夏休みは20数名になることもあります。施設の不備、少人数による問題なども加わり、児童数が増えないのが現状です。この間続けてられたのは発足当時からのお母さんたちの大変な努力、また教育委員会の備品の協力などもありました。今は若い指導員の子どもが好きという情熱や、相賀小学校の協力のもとすべての面での状況で、すべての面で最低限の状況で、何とか続けているというのが現実です。今のままでは現状を維持していくことも難しいと思われま

す。町独自の支援と対策がどうしても必要です。地域の子育てネットワークをつくり、そこにしっかりと学童保育も組み込み、子育てに関する団体が手をつなぎ、協力していく環境をつくり、学童保育を充実させるべきですが、町長の考えをお聞きいたします。

また、少子化対策、子育て支援といたしまして、乳幼児医療費の助成を小学校入学前までに拡充していただきたい。紀北町は現在三重県と同じ4歳未満までの無料化を実施しております。子育てのなかで親にとって子どもが病気になったときの精神的苦痛と、経済的な苦痛は大きなものです。特に小学校入学前までの子どもは体力もなく病気になりがちです。乳幼児医療費助成制度については大台町、南伊勢町、紀宝町ではすでに小学校入学までの無料を実施しております。大紀町は小学校卒業までとなっております。他の町も何らかの上乗せを実施しております。

近隣の町で県制度のみを実施しているのは我が紀北町と度会町だけです。紀北町過疎地域自立促進計画にも児童福祉の対策として、乳幼児の医療費制度により乳幼児の保健の向上と福祉

の増進に努めますとあります。これは現状維持を計画していこうというものではないと思われ
ます。県と同じではなく町独自の対策を立てることで、安心して子育てができる新しいまちづ
くりの一環にすべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

正規職員の給与成果主義についてお答えします。

昇給、昇格時の判断基準とする人事評価制度につきましては、三重県町村会を事務局として、
県内の町の人事担当者が集まった人事評価制度にかかるワーキンググループを4月似立ち上げ、
今後、制度導入に向けての具体的な検討に入っていくことになっております。

人事評価制度の導入につきましては、次の点から必要なものであると考えております。1つ
は、職員の勤務における能力、実績を正しく評価し、その結果を的確に反映することは、適材
適所の人事配置や職員の士気を高めるといった観点から重要であるということ。もう1つは、
公務員については民間企業と異なり、仕事の成果を利益あるいは売上のように数量化すること
が大変難しいということから、これに代わるものとして公平で納得のいく評価が現場
でなされるべきであるという2点でございます。

しかし、必要な制度である反面、問題がある制度であるということも認識しております。地
方分権、あるいは改革の時代を迎え、時代の変化に対応する厳しい仕事環境のなかで、意に反
した評価を受けた職員は裏切られたと感じてしまう。また勝ち組み、負け組などの認識で職場
の雰囲気が悪化する等といった不満が職場に広がるということでございますが、職員一人ひと
りがそういった厳しい状況のなかでも気持ちよく仕事ができ、やる気と満足度を高める人事評
価の制度を構築することが非常に大切なポイントであるというふうに考えております。

私は人事評価制度を人事、給与、研修とリンクした総合的な制度として構築することにより、
職員一人ひとりが創造性を発揮し、使命感を持って課題に取り組んでいく職場風土の醸成が図
れるものと考えており、努力した者が報われる真に公正な人事評価制度とすることを目指して
まいりたいと考えております。

引き続き臨時職員の待遇改善についてお答えいたします。

臨時職員は町政の一部を担っている重要な職員でございます。待遇改善につきましてはさ
まざまな観点から適正な待遇になるよう検討を要するものであると認識しております。臨時職
員賃金につきましては社会情勢の変化によって、賃金の単価について見直しをしていくという

ことが、合併前から決定しておりました。そして合併後、一般職の職員につきましては12月と今議会上程議案のとおり2回の人事院勧告により、最大で7%程度の給与引き下げをしてきておりますが、臨時職員の賃金につきましては2回とも見送ることで引き下げをしていませんでした。これは議員ご指摘のとおり、適正な待遇になるよう慎重に検討を要していることから、引き下げはしないという判断をしたことによるものでございます。

また、旧海山町に比較して大きく下がっている賃金ということでございますが、現在の臨時職員の処遇は旧両町の任用基準のいずれかを引き継ぐものではなく、紀北町の新たな事務事業のなかで町政の一部を担っていただく臨時職員の任用基準として、新たに定めた賃金でございます。旧海山町においては旧任用基準のとおり、平成17年10月10日までの任用期間であった臨時職員に退職報償金を支払いしており、紀北町の任用基準及び賃金体系で良ければ、今回は採用試験をすることなく、新たに雇用するという事で紀北町として旧両町の臨時職員の任用をしているところでございます。

しかしながら、今後も臨時職員の業務内容や職種など、さまざまな観点から適正な待遇になるよう検討していくとともに、事由によっては見直しということも視野に入れて対応していきたいと考えております。

次に安心して子育てができることについてお答えいたします。

学童保育の充実であります。国の補助事業としましては放課後児童健全育成事業があります。その趣旨であります。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであります。実施主体は市町村等が行うものとなっておりまして、対象児童につきましては小学校1年から3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができるものであり、その児童数が10人以上となっております。

平成17年5月現在の県内の放課後児童クラブの数であります。公立公営が21カ所、公立民営が91カ所、民立民営が58カ所となっております。当町では現在公設で開設することが困難であるため、保護者により平成15年6月から海山区の相賀小学校の教室を利用しまして、自主運営をしていただいております。2月末現在の登録児童数は4名となっております。

なお、町が主体となり学童保育所を開設するには、学童保育を希望する児童が国の補助基準である10名以上だと考えております。そうした考えを保護者のほうにも伝えておりますし、今後の活動につきましては教育委員会や保護者の方と話し合いながら進めていきたいと思っております。

次に乳幼児医療費の助成、小学校入学前までに拡充をについてお答えします。

乳幼児医療費の助成につきましては、三重県の制度を活用し、4歳未満の乳幼児に対して一部負担相当額や証明書料、及び市町村民税非課税世帯の入院時の食事療養にかかる標準負担額を助成しております。

今般、三重県におきましてはさらに入院にかかる自己負担相当額及び市町村民税非課税世帯の入院時の食事療養にかかる標準負担額について、平成18年9月診療分から義務教育就学前まで拡大する予定で、現在開会中の三重県議会定例会に予算案を上程し審議されておりますが、可決されたおりには、当町におきましても県制度を活用し、助成する方向で検討をしてみたいと考えております。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

それでは、まず2番目の安心して子育てができる町ということの、学童保育のことについて質問させていただきます。学童保育は本当は福祉関係で今回の答弁書もどちらの課長が書いてくれるのかなと思われておりましたけど、今までお世話になった教育委員会が引き続きしていくという町長の答弁ありまして、そう確認してよろしいんですね。どちらに言うていいのかな、アレッというのがちょっとわからないのですが、お願いいたします答弁を。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

答弁書の作成のほうなんですけども、福祉課のほうで作成しました。ただ、この業務にあたってはですね、当然教育委員会と協力して行っていくものでありまして、と言いますのは空き教室を利用したり、あと学校の先生のOBのほうにお願いしたりということもありますので、そういったことにつきましては教育委員会のほうが熟知しておりますので、そういったことも含めまして、答弁書につきましては福祉保健課のほうで作成させていただきました。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

そうしますと、何か手を振っておられたところもあって、これからはいろんな相談は教育委員会へしていったらいいということですね。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

補助基準がですね、福祉課の厚生関係の補助金になっています。それで福祉課のほうが窓口になろうかと思えます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

窓口、補助金に関してのそういうことに関しては福祉で、現実には場所は教育委員会で提供していただいているので、そういうことの判断でよろしいですね、はい。国の基準が10名で、県の基準が5名でということで、ここ3年間5名になったり4名になったり、そういう状態を繰り返しておりましたので、新しく紀北町になりましてですね、町長のその一歩踏み込んだご決意を期待しておったんですが、同じ状況でございますが、やっぱり3年続けてきたということによりまして、大変努力があったわけなんですけど、このことも知っていただきたいと思えます。

3年前は働いているお母さんで、この紀北町にはそういうおばあさんとか、おじいさんとか、そういう人のいない家庭の子どもを預かっていたわけですが、現在では子どものいろんな事故もありまして、おばあさんがそこへ迎えに来ております。そういう家庭の子どもも預かっているということとですね。

そして一度是非相賀小学校近いので見ていただきたいんですけども、学童保育に入っている子ども、入っていない子どもも廊下で一緒になって遊んでおりまして、学童保育所の本来の意味である、その子どもの居場所という点ではその3名、4名の子どもでなく相賀小学校の1年生の子どもにとっては大切な居場所になっているという現実もございます。

そして母親の都合によりまして、勤務は6時までの場合は指導員1人しかおりませんが、同じように6時まで1対1で子どもを預かって、そういう努力もしておりますので、是非現場に足を運んでいただきたいと思えますが、答弁をお願いいたします。

そしてもう1つ、乳幼児医療費のこともですね、県がそうならば県のとおり、私、紀北町は過疎、少子高齢化になっておりますのは、県や国の言うとおりの施策をしてこうなったと思っております。それを脱却するのはやはり一歩踏み込んだ町独自のその子育てに対する支援が何よりも大切だと思っております。自立で頑張っております矢祭町なんかは、総合計画の主なテーマにですね、「元気な子どもの声が聞こえるまちづくり」そういうことをいたしまして、長

期間の地域の展望で行政改革なんかで浮いたお金は子育て支援のほうに回している。そういう現状もございます。是非町長の子育てに対する意欲といいますか、お聞かせいただきたいと思ひます。他の市町村ではやっておりますので、やっぱり現状のままそこから脱却できないのかどうか、再度お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

子育て事業は大事なものであると認識しております。場所、相賀小学校の教室を借りてやっておられる現場は一度見させていただきまひます。いろいろ議員にはご不満があるでしょうけれども、急に矢祭町を持ち出されても、とても私は対応できません。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

そういうご答弁でしたが、是非検討していただきたいと思ひますが、その点はどうでしょうか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

検討し、できるものはやらせていただきたいと思ひます。コンセプトは同じだと思ひます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

職員のことにつきましては、1回目の質問でいたしまひましたが、何点か質問したなかで答えがいただけてない点がありますので、お答えください。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えをいたします。2点あったと思ひますので、まず1点目はですね、合併時の臨時職員の賃金の引き下げにつきましてはですね、労働基準法第2条、第3条に照らしてどう考えるのかということだったと思ひます。労働基準法第2条第1号ではですね、労働条件は労働者と使

用者が対等の立場におきまして決定すべきである。また第2項におきましては労働者及び使用者は労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならないと、労働条件の決定の規定をしております。

さらには第3条におきましては、使用者の労働者の国籍、信条、または社会的身分を理由として、賃金、労働時間、その他労働条件について差別的取り扱いをしてはならないと、均等待遇につきまして規定をしております。これらの規定に照らしましては、いずれも現在雇用している職員につきまして、その取り扱いを規定しているものでありまして、今回の場合のように旧町で雇用しておりました臨時職員につきましては、合併前に一旦退職され、新たに紀北町の臨時職員と採用されておりますので、合併前の賃金と大きく変わったということにつきましては、この規定は当たらないのではないかと、そのように考えます。

2点目のですね、今給食センターの調理員の募集をしておりますが、その任用期間が4年になっておるといふこと、これはいつからなったのかということなんですが、このことにつきましてはですね、4月1日から新たにですね、雇用する職員等ですね、今後この給食調理員だけでなくですね、事務補助員等も必要に応じてですね、採用試験をしていくわけなんですが、このときにですね、午前中、また午後の質疑のなかでもですね、一般質問のなかでもありまして、行政改革につきましてはですね、必須の課題でありまして、これをするためにはですね、町長もご答弁しましたように、簡素で効率的な組織機構の見直しですね。そういったことやとかのなかでですね、定員管理計画も適正にですね、そのへんを認識、財政を厳しいおりからそういったことを認識しながらつくっていくと、そうした観点からも一般職員だけではなくて、臨時職員におきましても定数の削減というものをですね、考える必要があるということからですね、今まではですね合併時、今現在雇用しております臨時職員につきましては、合併時に新たな雇用条件を付けまして、臨時事務補助員につきましては1年から5年限度にしますよと。それから専門技術員につきましてはですね、10年までと、限度をですね。そのような格好でしてありまして、その方につきましては今後もですね、その条件で雇用しておりますので守っていただくと、こちらも履行させていただくと。

新たにですね、4月1日から雇用する職員につきましては、行革という観点のなかでですね、少し短い期間にはなりますが、給食センターであればですね、調理員であれば、専門技術職員ということからですね、4年にするというところで理事者とも協議をしてですね、そのように募集をさせていただいておると、実際の募集はですね、教育委員会のほうでしていただいておりますので、募集の今の現状につきましては教育委員会のほうから答えていただきたいと思いま

す。以上です。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

教育委員会で募集しております現状でございますが、ただいま現在1名の方の応募がございます。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

もう1つ答弁漏れかあります。どのようにこの評価制度を職員の間伝えていくのかということ。とりあえず。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

人事評価制度につきましては、町長も答弁いたしましたように4月からのですね、町村会の総務課長会議のなかでもですね、合同で基準づくり等やろうというなかで、またさらにはですね、ワーキンググループをつくってですね、そこで15町合わせてですね、一緒に合わせて合同で検討するということになっておりまして、今その中身については今後検討していくということですので、ご理解を願いたいと思います。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

これからつくっていく計画というのはよくわかったんですけど、今、自治体の職員にとってですね、大きな問題で、町長も先ほどの答弁のなかでですね、勝ち組、負け組をつくるとか、努力が報われるような制度にしていきたい。そういう答えもありましたが、大変重要な問題ですのでね、是非そのことについて職員の間浸透するように、理解できるようにですね、していくべきだと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

今後ですね、人事評価制度等がですね、合同で検討されてですね、我が町としてもこういった形のものでいこうといった場合には、事前にですね、労働組合、職員組合ですね。そういったことも説明もしながら、また課長会議等を通してですね、全職員には周知をしながらやっていきたいと、そのように考えます。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

一刻も早く、大変な制度ですので職員に理解を得、またおかしいところは皆で考えていくようにしていただきたい。より良い制度にはならないとは思いますが、全体の奉仕者としてですね、それが遂行できるのか私は疑問でございますので、より慎重にやっていただきたいと思います。

これは自治労連が出しているこの今回の人勧に対する資料なんですけども、国家公務員、地方公務員に対してですね、今度 4.8%、位の上の方は約7%という賃下げがされるんですがこれによりますと霞が関の職員だけが適用される本省庁手当の新設とか、管理手当などでですね。職員全体には5%を引き下げるんですけれども、その削減で浮いた財源で一部エリート官僚を優遇する見直しだと書かれております。こういうことも事実だと思いますのでね、やっぱり職員のなかにもこういうことも知らせてですね。今、私1回目の質問のなかでも自治体の労働者に対する攻撃やと言いましたけれども、やっぱりこれ三位一体の改革とか、構造改革のなかで地方を切り捨ててですね、地方自治体の職員に対するいじめと言うのはおかしいけど、そういうことも含んでおると思いますので、そこらをへんをよろしくお願ひしたいと思います。

またそしてですね、臨時職員の給料なんですけども、やっぱり一応その場で海山の職員で10月10日まで、10月11日からは紀北町の職員だから構わないというような判断をしておられますけれども、今回の人事院勧告のあれ、今回実施されるやつでも、一般職員 4.8%、それから現業が低くなって、給料が低いということで 1.2%ですね。それに比べて臨時職員の25%の引き下げというのは、それはもう想像を絶するものだと思います。同じ仕事をして大変な状況のなかで臨時職員はおると思いますので、まだ辞めていく人がおるんじゃないかなという不安を持っております。

大抵の方は、「これを聞いたときもう辞めようかなと思った」と言っております。でも幼稚園の用務員さんなんか「職場の雰囲気がいいから賃金が下がってもここで頑張っておる」と言っておりますし、給食センターなんかですね、今もこのような改悪された賃金のもとでですね、

2人募集して、あと30分か40分の締め切りですけども、1人しか申し込みがないわけですね。それで臨時職員9名で給食をつくっておりますが、今パートの方も含めて何とか業務を回している状況です。それに対してこのままでは業務に、先ほども言いましたけれども、とてもチームワークを要する職場なので、到底このままではパートを使いながらでは回っていかないという現場の声もありますし、何よりも現場の職員の方の怒りというのはですね、その臨時職員が今度4年間の期限になったということ自分たちが知らなかったということに対してですね、怒りの声を上げております。

本当にこれで業務が回っていくのかどうかですね。そんな回っていけないようなこのような制度は私は町長は適切な見直しとか、そういうことをおっしゃいましたけれども、そこらへんのところもよく加味入れましてですね、進めていただきたいと思います。海山町の給食センターの職員は1人で何食分ぐらいの給食をつくっておられるとお思いでしょうか。950食つくっているのですね。それを9人の臨時職員と平常はパートの2名の方が休んだときなんかは代わりに入ってですね、やっておるわけなんですから、一本の線を引いてですね、そこで区切りを付けるというようなやつじゃなくて、そういう制度ではなくって、やっぱり臨時職員としてもやっぱり全体の奉仕者として子どもに対してはやっておりますので、是非そのところを鑑みていただきたいと思います。

そしてもう1つよろしいでしょうか、黄色でしたね。まとめたいと思います。

議長

だいぶ前から出ています。

18番 近澤チヅル議員。

18番 近澤チヅル議員

やっぱり今回の一番大きな題にも出しましたけども、こうやって臨時職員と職員の格差というのですか、それをますます広げてですね、職員のなかでも評価制度で格差が広がって、私こんなような制度のなかでですね、この厳しい町政を乗り切るのに大丈夫なんかなという不安があります。そのところも考慮していただきたいと思います。

そしてまちづくりに本当に臨時職員といえども人間ですので、是非そのところも考えて、この紀北町の舵を取っていただきたいと思いますので、最後に町長のそういう決意もお伺いしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

給料体系にはいろいろご不満があろうかと思えます。しかしながら、それぞれがご納得のうえで就業されていると受けとめております。それぞれの立場でご理解をいただきながら、まちづくりにご協力をいただきたいと思います。以上です。

議長

以上で、近澤チヅル君の質問を終わります。

次に、5番 浜田耕輝君以降の質問者は、明日3月16日、午前9時30分からとし、本日の会議はこれで延会といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

議長

したがって、本日はこれにて延会といたします。

本日は、長時間ご苦労さんでした。

(午後 4時 40分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 18 年 7 月 26 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 中本 衛